

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 73 件 |
| 国民年金関係 | 46 件 |
| 厚生年金関係 | 27 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 111 件 |
| 国民年金関係 | 60 件 |
| 厚生年金関係 | 51 件 |

東京国民年金 事案 3040

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から55年3月まで
私の国民年金保険料は、亡くなった夫が納付してくれていたはずである。夫が納付済みとなっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は、昭和55年5月に夫婦連番で払い出されており、申立人の保険料を納付していたとする夫は、申立期間の自身の保険料を過年度納付している上、保険料が納付済みとなっている期間のうち、夫婦の保険料の納付年月日が確認できる期間について、夫婦の保険料は同一日に納付されているなど、申立人の当該期間の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金を保険料納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年10月から38年3月まで

私は、国民年金に加入する手続きを行い、国民年金手帳を受け取った後に、私が経営する店舗に来訪した集金人から、加入手続き前の期間の国民年金保険料が未納となっているとの説明を受けたので、その後、未納保険料を2回に分けてすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については6か月と短期間である上、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人は国民年金手帳の交付を受けた後に、自身と妻の未納分保険料を2回に分けて過年度納付したとし、その際に受領したとする2枚の領収証書のうち1枚を保管しており、同領収証書から、当該期間直前の昭和37年4月から9月までの期間の保険料が39年3月に過年度納付されていることが確認できることから、過年度分の保険料の分割納付を開始した直後の当該申立期間の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続きをした時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年8月の時点では、当該申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和37年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで

私は、夫と同時に国民年金に加入し、国民年金手帳を受け取った後に、夫が経営する店舗に来訪した集金人から、加入手続前の期間の国民年金保険料が未納となっているとの説明を受け、夫が未納保険料を 2 回に分けてすべて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、6 か月と短期間である上、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。また、申立人の保険料を納付したとする夫は、夫婦の国民年金手帳の交付を受けた後に、申立人と自身の未納分保険料を 2 回に分けて過年度納付したとし、その際に受領したとする夫分の 2 枚の領収証書のうち 1 枚を保管しており、同領収証書から、当該期間直前の昭和 37 年 4 月から 9 月までの期間の夫の保険料が過年度納付されていることが確認できる上、同期間については申立人の保険料も納付済みとなっていることから、夫が過年度分保険料の分割納付を開始した直後の当該申立期間の申立人の保険料のみを納付しなかったとすることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫は、国民年金の加入手続をした時期に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 38 年 8 月の時点では、当該申立期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和

37年10月から38年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から53年3月まで

私は、申立期間当時、国民年金保険料を申請免除していた。申立期間については、昭和60年初めころ、保険料の追納を勧奨する通知が届いたことから、そのころ、社会保険事務所で保険料を追納したと記憶している。

申立期間の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年4月以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の保険料を追納した経緯、保険料の納付場所、納付原資等について具体的に記憶している上、納付したと主張する時期は、申立期間の保険料を追納することが可能な時期であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3046

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年10月から54年6月まで
私は、区役所で職員から勧められて国民年金の加入手続をした。その際、未納分の国民年金保険料をさかのぼって納付することができると聞き、納付書により金融機関で保険料を納付したと記憶している。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月以降、60歳に至るまで、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みであるとともに、申立人は、国民年金に加入した経緯等の加入手続及び保険料の納付方法、納付場所等について具体的に記憶している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和55年5月ごろの時点で、申立期間は、保険料を過年度納付することが可能な期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで
② 昭和56年4月から59年3月まで
③ 昭和61年4月から63年9月まで

私は、申立期間①については、国民年金に加入して、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。時期は不明だが、さかのぼって保険料を納付した記憶もある。また、申立期間②及び③については、平成2年に、将来の年金の受給等について区役所に相談に行った際、「今のままでは年金はもらえない。」と言われたことから、そのころ、さかのぼって納付可能な保険料をすべて納付したと記憶している。

夫が納付済みであるのに、私は未納とされている期間もあり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和36年4月から37年3月までの期間については、申立人の夫は、当該期間の自身の国民年金保険料を納付しており、夫の国民年金手帳の記号番号は昭和40年10月ごろに払い出されていること及び別の手帳記号番号の払い出しは確認できないことなどから、夫は、当該期間の保険料を第1回特例納付で納付したものと考えられる。また、申立人及び夫が所持する国民年金手帳によると、昭和40年10月から45年6月までの保険料の納付日は、夫婦同一であることが確認できることなどを考慮すると、申立人は当該期間の保険料を特例納付で納付したものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和37年4月から40年3月までの期間、申立期間②及び③については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険

料の納付に関する記憶が曖昧^{あいまい}である上、夫も当該期間の国民年金保険料は未納であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間①のうち、昭和37年4月から40年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年5月ごろの時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、現在所持する国民年金手帳以外に手帳を交付された記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の保険料を、平成2年に区役所で相談の上で納付したと主張するが、この相談をした時点で、当該期間は時効により保険料を納付できない期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3050

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年9月まで
私は国民年金保険料を納め続けてきたのに申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻と同時に国民年金の任意加入手続を適切に行っており、申立期間を除き、厚生年金から国民年金への切替手続も適切に行っているなど保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立人が保険料の納付に利用していたとする金融機関は申立期間当時、市の保険料納付の指定金融機関であることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和39年9月から41年3月まで
②昭和43年4月から同年11月まで
③昭和44年9月から45年3月まで
④昭和47年10月から48年3月まで
⑤昭和48年7月から同年9月まで
⑥昭和51年10月から52年2月まで
⑦昭和52年6月
⑧昭和56年10月から57年3月まで
⑨昭和59年7月から同年9月まで

私は、申立期間①当時、叔母の美容室を手伝っており、国民年金保険料は叔母が納付してくれていた。申立期間②から⑨については、自分で保険料を納付していた。厚生年金保険加入期間が短いので国民年金については全部納めるよう心がけ、引っ越しの都度区役所で手続をしていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑧及び⑨については、申立人は、昭和53年2月以降当該期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、うち昭和55年9月以降は付加保険料も納付していること、当該期間の前後の期間の保険料を現年度納付していることが確認できることなど、当該期間の保険料が未納とされていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の叔母が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする叔母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確で

あるなど、申立人の叔母が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間②から⑦までについては、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付金額、納付場所に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和56年10月から57年3月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの期間、平成9年3月、同年10月、10年3月、同年6月、同年8月及び11年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年9月まで
② 平成9年1月
③ 平成9年3月
④ 平成9年7月及び同年8月
⑤ 平成9年10月
⑥ 平成10年1月から同年3月まで
⑦ 平成10年6月
⑧ 平成10年8月及び同年9月
⑨ 平成10年12月及び11年1月

私の申立期間の国民年金保険料は、自分名義の口座から夫婦二人分の保険料を口座振替で納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間③、⑤、⑥のうち平成10年3月、⑦、⑧のうち10年8月及び⑨のうち11年1月については、申立人の妻は納付済みである上、申立人夫婦の平成7年度及び8年度の納付日の記録から、申立人の妻が後からさかのぼって保険料を納付している期間については、申立人の保険料は口座振替月に納付されていることが確認できることから、申立人夫婦の保険料の口座振替は、口座残高が夫婦二人分の保険料に満たない場合には、申立人の保険料の引落としが先に行われていたと考えられ、当該期間に妻の保険料のみ納付済みとなっている

ことは不自然である。

しかしながら、申立期間②、④、⑥のうち平成10年1月及び2月、⑧のうち10年9月並びに⑨のうち10年12月については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、夫の口座残高が不足し保険料が納付できないことがあったと説明している上、当該期間は妻の保険料も未納であるなど、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの期間、平成9年3月、同年10月、10年3月、同年6月、同年8月及び11年1月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月から同年9月まで
② 平成9年1月及び同年2月
③ 平成9年7月及び同年8月
④ 平成10年1月及び同年2月
⑤ 平成10年4月及び同年5月
⑥ 平成10年9月
⑦ 平成10年12月

私の申立期間の国民年金保険料は、夫名義の口座から夫婦二人分の保険料を口座振替で納付しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は3か月と短期間であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③、④、⑤、⑥及び⑦については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、夫の口座残高が不足し保険料が納付できないことがあったと説明している上、当該期間の大部分は、申立人の夫の保険料も未納であるなど、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険の加入期間と重複しているとして保険料の還付を受けたことになっているが、還付を受けた覚えはなく、還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により、申立人は昭和49年10月から51年3月までの国民年金保険料を現年度納付したことが確認できる。また社会保険事務所に保管されている還付・充当・死亡一時金等リストに、申立期間の保険料の還付決議年月日が記載されているが、還付整理簿が保存されていないため、還付決議後の支払事務処理の経過が不明であること、当該リストに記載されている還付金額は申立期間の保険料額と異なっていることなど、還付に係る事務処理が適正になされたことを疑わせる事情が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から40年3月

私は、申立期間当時は、蕎麦屋に住み込みで働いており、店主から毎月国民年金保険料を給料から天引きし、役所に納めていると聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を1か月分を除きすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の保険料を納付していたとする勤務先の店主は、その妻及び息子とともに昭和36年4月から国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申立期間の保険料は申立人の国民年金手帳の記号番号の払出日から過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から同年12月までの期間及び56年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和55年4月から同年12月まで
②昭和56年10月から同年12月まで

私は、常に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料について、夫は納付済みで私が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月及び3か月といずれも短期間であり、申立人は、国民年金加入以降は申立期間を除き国民年金保険料をおおむね納付している。また、申立人の夫の申立期間の保険料は納付済みである上、国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で払い出されており、納付日を確認できる昭和42年度、43年度、46年4月から49年5月までの期間の保険料は夫婦同一日に納付されていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

さらに、申立人は、55年2月から58年5月までの期間は、実際に居住していた区とは別の区に住民票を移していたことが確認できるが、当該期間中も申立期間を除き納付済みとなっていること、申立人は居住していた区に納付書を郵送してもらっていたと説明していることから、申立期間についても納付書を受け取っていたものと考えられるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年1月から同年9月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を妻と一緒に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は当該期間前後の期間の国民年金保険料を納付している上、申立人と一緒に保険料を納付していたとする妻も当該期間の自身の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は納付額、納付場所、納付時期等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、一緒に保険料を納付したとする妻は、当該期間中、20歳に達しておらず、国民年金に加入していないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から同年12月までの期間、59年1月から同年3月までの期間及び59年7月から同年9月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年10月から同年12月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで
③ 昭和59年7月から同年9月まで

私は、申立期間の国民年金保険料と付加保険料とを納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の期間は付加保険料と合わせて国民年金保険料も納付している上、申立期間はそれぞれ3か月と短期間である。また、昭和48年4月から49年3月までの期間は、市町村名簿に納付記録が存在していたことから平成19年11月に未納から納付済みに記録訂正されている。

さらに、申立期間の直前の昭和54年7月から同年9月までの期間は、オンライン記録では納付済みであるにもかかわらず、市町村名簿では未納と記載されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が不適切であった状況が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年11月から50年5月まで

私は、結婚する直前の昭和50年5月に母から国民年金手帳と領収書を手渡されたとき、申立期間の国民年金保険料を母が納付したと聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和48年4月から50年5月までの期間については、申立人が結婚直前に母親から国民年金手帳を手渡されたと具体的に説明しており、領収書があったとする納付方法は、申立人が居住していた区の納付書による納付方法と合致しているなど、申立内容に不自然さはみられない。しかしながら、申立期間のうち、昭和45年11月から48年3月までの期間については、申立人の母親が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母親からは当時の納付状況等を聴取することができないため、納付時期、納付場所、納付金額等の納付状況が不明確である上、当該期間当時、申立人が居住していた区では印紙検認方式を採っていたが、手帳に検認印が無く領収書があったと申立人は説明しているなど、申立人の母親が申立人の当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年5月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から50年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3071

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から平成元年3月まで
私は、結婚後、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料をすべて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、結婚直後の昭和58年11月に払い出されており、国民年金の加入手続、保険料の納付方法、納付場所等についての申立人の記憶は具体的である上、納付したとする金額は申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3072

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

私は、電器店を経営していた昭和38年夏ごろに近所に住む市役所職員から勧められて国民年金加入の手続をした。国民年金保険料は36年までさかのぼって納め、その後は3か月ごとに市役所に納めに行った。申立期間の保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付した場所、金額等に関する記憶が具体的であり、申立人が保険料を納付したとする納付方法は、当時の制度と一致している上、納付したとする金額も、申立期間当時の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から39年7月まで
② 昭和43年8月から51年8月まで

私は、20歳のころ、母親に国民年金に入りなさいと言われたことを憶えている。詳しいことは分からないが、母親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間②については、私は会社を退職後、市役所で国民年金の加入手続を行った。市の広報車が自宅近くの神社前に来ていたので、そこで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和43年8月から46年3月までの期間については、申立人が居住していた市の国民年金保険料の納付方法は、印紙検認方式であり、申立人は、印紙検認による納付の記憶が具体的である上、市の広報車において保険料を納付していたことを具体的に記憶しており、当該市では当該期間当時は申立人の説明のとおり、広報車を利用した保険料の収納が行われていたことが当時の市報により確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であり、申立人の国民年金手帳の記号番号と連番で払い出されている申立人の姉も当該期間の自身の保険料が未納であるなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②のうち、昭和46年4月から51年8月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申

告書等)が無く、また、申立人は、当該期間の保険料の納付方法、保険料額に関する記憶及び市の広報車が保険料を収納していた時期に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から60年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年9月
② 昭和54年1月から55年3月まで
③ 昭和55年4月から58年3月まで
④ 昭和58年4月から60年2月まで

私は、3か月に1度送られて来る納付書により国民年金保険料を職場の近くの金融機関で納付したはずである。また、申立期間③の期間の保険料が免除されているが、私も同居していた両親も保険料免除の申請手続はしておらず、その間もずっと保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人及び同居の両親は、国民年金保険料の免除申請を行った記憶や承認通知書が届いた記憶が無い上、当該期間当時は衣類販売の経営も順調で生活状況に変化は無く、当該期間以前から引き続いて保険料を納付していたと具体的に説明している。また、申立期間②及び④については、申立人は、会社を退職した直後の昭和53年11月ごろに国民年金の加入手続をしており、申立期間②直前の期間の3か月は保険料を納付済みで、職場の近くの金融機関で毎月結婚資金を積立貯金し、その際に保険料も一緒に納付したと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、厚生年金保険の期間と勘違いして国民年金保険料を納付しなかったかもしれないと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から60年2月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年2月から同年6月まで
② 昭和58年4月から同年12月まで

私は、時期は分からないが実家近くの区役所出張所で国民年金の加入手続をし、その後は国民年金保険料を納めていたと思う。申立期間①、②ともに納付時期や納付方法のはっきりした記憶は無いが、ほかの期間と同じように納めていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間は9か月と短期間であり、当該期間直前の保険料は過年度納付されているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、当該期間当時に居住していた市における保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 5 月から 57 年 9 月までの期間及び 57 年 11 月から 59 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 6 月から 54 年 1 月まで
② 昭和 54 年 3 月
③ 昭和 54 年 7 月
④ 昭和 54 年 9 月及び同年 10 月
⑤ 昭和 55 年 2 月及び同年 3 月
⑥ 昭和 55 年 5 月から 57 年 9 月まで
⑦ 昭和 57 年 11 月から 59 年 7 月まで

私は、22 歳ごろ将来のことを考えて、区役所で国民年金の加入手続きをした。その後、勤めていた会社を退職した際は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを、転居した際は住所変更の手続きをし、その都度漏れのないように国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間⑥及び⑦については、申立人が所持する年金手帳及び手帳記号番号払出簿により、申立人は、当該期間における住所変更の手続きを適切に行っていることが確認できることから、納付書が発行されていたと考えられる。また、申立期間⑥は、申立人が納付したとする金額は、当時の保険料とおおむね一致しており、当該期間後の厚生年金保険から国民年金への切替手続きは適切に行われている上、申立人は、申立期間⑦後の期間の保険料をすべて納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①から⑤までの期間については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入後に保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと説明しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和

55年5月から57年9月までの期間及び57年11月から59年7月までの期間の
国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から38年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から38年4月まで
私の母親は、国民年金に関心が高く、私の20歳からの国民年金保険料を納付したと話していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の資格を喪失した昭和39年11月から次に厚生年金保険に加入する57年12月まで、国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は5か月と短期間である上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親及び申立期間当時同居していた申立人の兄は、申立期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月、62年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月
② 昭和62年10月及び同年11月

私たち夫婦は、国民年金の加入手続きを一緒に行い、国民の義務として、納付書が送られてくれば必ず国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び平成19年11月から平成20年3月までの期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は3か月と短期間である。また、申立期間①については、申立人は、直前の期間は保険料を納付しており、当該期間後の昭和55年6月から同年9月までの保険料は納付し、後日、厚生年金保険料との二重納付により、56年4月に還付されていることが確認でき、この納付の時点では、当該期間の保険料は現年度納付が可能であり、申立期間②については、年金手帳の記録欄に当該期間の資格の取得及び喪失の記録が確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月、同年5月及び56年4月から57年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月及び同年5月
② 昭和56年4月から57年5月まで
③ 昭和57年6月から59年7月まで
④ 昭和62年7月から同年12月まで

私たち夫婦は、国民年金の加入手続きを一緒に行い、国民の義務として、納付書が送られてくれば必ず国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は2か月と短期間である上、また、申立期間②については、申立人は、当該期間直前の期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③及び④については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間③は、申立人の当該期間の保険料額及び納付場所に関する記憶は曖昧であり、社会保険庁のオンライン記録及び区保管の管理簿から、昭和57年6月25日に資格喪失の記録が確認できる。また、申立期間④は、申立人の国民年金の加入手続きの時期、場所及び保険料額の記憶は曖昧であり、申立人の年金手帳の記録欄では、62年7月に国民年金に加入した記録が確認できない上、当該期間の第1号被保険者資格取得の記録整備が平成9年12月に行われていることがオンライン記録から確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月、同年5月及び56年4月から57年5月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3092

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年7月から同年12月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、母が区の特別出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は6か月と短期間である。また、保険料を納付したとする同居の母親及び父親は保険料をすべて納付しており、申立人の母親が保険料を納付したとする区の特別出張所は申立期間当時保険料の収納を取り扱っているなど、申立内容に不自然さはない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間、42年7月から同年9月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで
② 昭和41年10月から42年3月まで
③ 昭和42年7月から同年9月まで
④ 昭和43年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を区役所か区の集金人に納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②、③及び④の期間については、当該期間の前後の国民年金保険料が納付済みとなっている上、区役所か区の集金人に納付したとする方法は、申立人が居住していた区の納付方法と合致するなど、申立内容に不自然さはない。

しかしながら、申立期間のうち、申立期間①の期間については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の当初に、実際に居住し、保険料を納付していたとする区とは別の区に住民登録し、実際に居住していた区に住民登録を戻した時期を憶えていないと説明しており、当時の保険料の納付状況が不明確であるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年10月から42年3月までの期間、42年7月から同年9月までの期間及び43年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年2月から48年9月まで
② 昭和48年10月から50年3月まで

私は、昭和40年4月に国民年金に加入し、結婚後、しばらくの間は自分の国民年金保険料だけを納付していたが、45年4月からは夫婦二人分の保険料を一緒に納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、当該期間直後の昭和50年4月から平成20年までの期間の国民年金保険料をすべて納付している上、自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、申立人の当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に納付していたとする夫も当該期間の自身の保険料が未納となっているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3099

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月まで

私たち夫婦は、申立期間当時、商店を経営しており、店に集金にきていた市の職員に、私が夫婦二人分の国民年金保険料を納めたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、当該期間前後の期間の保険料を納付済みである上、申立人が当時居住していた市では、市の職員が保険料の集金を行っており、保険料の納付に関する申立人の説明は、当時の状況と合致していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3103

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月及び同年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年7月及び同年8月

私は、老後の心配から国民年金に任意加入し、厚生年金保険に切り替わるまでの期間の国民年金保険料を郵便局又は区役所の出張所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以降、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は2か月と短期間である。また、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しており、申立期間の保険料を納付するのに十分な資力があったと考えられる上、申立期間及びその前後の期間を通じて申立人の生活状況に大きな変化は見られないなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から同年9月までの期間、47年1月から48年3月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から同年9月まで
② 昭和47年1月から48年3月まで
③ 昭和54年1月から同年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料をすべて納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をおおむね納付しており、また、申立期間①については、申立人が納付書により納付したとする方法は、当時申立人が居住していた市の納付方法と合致している上、前後の期間は納付済みであり、申立期間②については、当該期間直後の昭和48年4月から同年12月までの保険料を当該期間中の48年2月に納付している。さらに、申立期間③については、3か月と短期間で、前後の期間は保険料が納付済みであり、申立人が納付書により納付したとする方法は、当時申立人が居住していた市の納付方法と合致し、納付したとする市の連絡所は、当時申立人が説明する場所に開設され、保険料の収納を取り扱っていたなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3110

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年11月から平成2年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年11月から平成2年5月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年1月以降国民年金保険料をすべて納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っている。また、申立人と同居していた両親は、申立期間の自身の保険料が納付済みとなっており、申立人の父親が納付したとする金額は、申立期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。昭和38年2月に別の区に転居してからは、私は、区の出張所で私の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金手帳の記号番号が申立人と連番で払い出された申立人の母親及び妹も申立期間の自身の保険料がおおむね納付済みとなっている。また、申立人の妹は、父親から申立人及び妹自身の保険料を納付したと昭和41年12月に聞いたと証言しており、申立人が所持する45年、46年及び47年の確定申告書に記載された保険料の金額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から同年9月まで
② 昭和62年7月から同年12月まで

私は、申立期間当時、父親に私の国民年金の加入手続をしてもらった後、私自身が国民年金保険料を金融機関で納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料が納付済みとなっている上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年12月ごろの時点では、当該期間の保険料は過年度納付が可能な期間であり、申立人は、当該期間直前の期間の保険料を過年度納付しているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の国民年金の加入手続を行ったとされる申立人の父親は、その加入時期を覚えていないと説明しているなど、当該期間当時、申立人が国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち、昭和62年7月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3116

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から42年3月までの期間及び44年4月から48年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から42年3月まで
② 昭和44年4月から48年9月まで

私の母親は、私の申立期間の国民年金保険料を集金人に納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間前後の期間の保険料を納付している。

また、申立人は、区職員である集金人から国民年金の加入勧奨を受け、国民年金に加入し、それ以降、母親に保険料を預けて、集金人に納付していたと説明しており、申立人が申立期間当時に居住していた区では、区職員による国民年金の加入勧奨及び保険料の集金が実施されていたことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの期間、同年10月から55年3月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで

私は、申立期間当時、私の夫の分と併せて国民年金保険料を市役所の出張所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料を同年12月に第2回特例納付及び過年度納付により納付した以降は、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立期間はそれぞれ6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間に係る年金記録は、連続する3年度にもわたって、各年度の上半期の保険料が納付され、下半期の保険料だけが納付されない記録となっており、他の納付済期間の納付状況を踏まえると、年金記録に不自然さが見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から54年3月までの期間、同年10月から55年3月までの期間及び同年10月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和53年10月から54年3月まで
② 昭和54年10月から55年3月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで

私の妻は、申立期間当時、私の分と併せて国民年金保険料を市役所の出張所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月から50年3月までの国民年金保険料を同年12月に第2回特例納付及び過年度納付により納付した以降は、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

また、申立期間はそれぞれ6か月と短期間であり、申立期間前後の期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間及びその前後の期間を通じて、申立人の職業に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

さらに、申立期間に係る年金記録は、連続する3年度にもわたって、各年度の上半期の保険料が納付され、下半期の保険料だけが納付されない記録となっており、他の納付済期間の納付状況を踏まえると、年金記録に不自然さが見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から51年12月まで
私は、昭和55年ごろ、特例納付により申立期間の国民年金保険料を一括納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したとする昭和55年ごろは、第3回特例納付が実施されている上、申立人は、その当時、同居していた申立人の両親に特例納付を勧められ、保険料を一括納付したと説明しており、その両親は特例納付リストにおいて第3回特例納付により保険料を納付していることが確認できるなど、申立人が納付したとする納付時期の説明に不合理な点は見られない。

また、申立人は、第3回特例納付後の期間の保険料をすべて納付している上、特例納付したとする金額は、実際に必要となる保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年11月から14年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年11月から14年3月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への3回の切替手続をいずれも適切に行っている。

また、申立人は、国民健康保険と併せて国民年金の加入手続を行ったと説明しており、国民健康保険の加入期間は申立期間と合致することが確認できる上、申立期間は5か月と短期間であるなど、申立期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

私は、退職後に国民年金保険料の納付書が送られてこないの不思議に思い、確認のため市役所へ行ったときに、国民年金は自分で手続きをしなければならないことを教えられ、加入手続きを行い、退職後からの保険料を納付した。その後も欠かさずに保険料を納付してきたので申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付しており、住所変更手続き及び厚生年金保険から国民年金への切替手続きも適切に行っている。

また、申立人は、婚姻後、昭和48年に第1子が生まれる前の46年に加入手続きを行ったこと、現在所持している年金手帳とは別の色の手帳を所持していたことを明確に記憶しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3126

第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年11月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月から41年3月まで
私の国民年金については、申立期間当時、住み込みで働いていた勤務先の事業主が加入手続きを行い、国民年金保険料も事業主が納付していたはずである。申立期間当時一緒に働いていた同僚は、納付済みであると聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時の勤務先の事業主の妻及び従業員は、申立期間当時、事業所において保険料を給与天引きし、事業主が納付していたと証言している上、事業主の同居家族及び申立人以外の従業員は、当該期間の自身の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 3127

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私は、申立期間当時、住み込みで働いていた会社の事業主の妻から、国民年金制度ができたから入っておいたと言われた。国民年金保険料を給与から天引きして事業主の妻が集金人に納めていたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料をすべて納付している。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和35年10月に払い出されている上、申立期間当時、申立人と同様に住み込みで勤務していた同僚の手帳記号番号も申立人と同一時期に払い出され、申立期間の保険料は納付済みとなっていることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から51年12月まで
② 昭和55年4月から56年3月まで

私は、夫婦二人分の国民年金保険料をいつも一緒に納付しており、転居後も、自宅に集金に来ていた金融機関の担当者に納付書を渡して保険料を納付していた。夫の保険料のみを納付し、自分の分を納付しないとは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は12か月と短期間であるなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、当該期間には、住民票上の住所を夫とは別の区に変更していたと説明しているが、申立人の所持する年金手帳には、当該期間に当該区に住所を変更した記録が無いことから、国民年金の住所変更の手続が適切に行われず、当該期間の納付書が発行されていなかったものと考えられるなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 12 月から 52 年 12 月まで
② 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

義母は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、20 歳から未納となっていた申立期間①の国民年金保険料を一括納付してくれ、申立期間②についても、夫婦二人分の保険料を納めてくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、当該期間は 3 か月と短期間で、義母と一緒に納付していたとする夫の当該期間の保険料は納付済みとなっているなど、当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①については、申立人の義母が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる義母から当時の納付状況等を聴取することができず、当時の状況が不明確である上、納付してもらったとする金額は当該期間当時の保険料額と大きく異なるなど、義母が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年9月までの期間及び51年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年7月から50年3月まで
② 昭和51年4月から同年8月まで

私の妻は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してくれていたもので、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和46年7月から47年9月までの期間については、当該期間当時に申立人と同居し、国民年金手帳の記号番号が46年7月ごろに申立人と連番で払い出されている二人の妹は、当該期間の自身の国民年金保険料をおおむね納付しているなど、申立人の当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

申立期間②については、当該期間直前の保険料は納付済みであり、申立人の当該期間の保険料と一緒に納付していたと説明する申立人の妻の保険料は納付済みである上、当該期間は5か月と短期間であるなど、申立人の当該期間の保険料が未納となっていることは不自然である。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和47年10月から50年3月までの期間については、申立人の妻が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の妻及び妹二人も自身の保険料が未納であるほか、申立人の国民年金手帳の記号番号簿に不在と記載があるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から47年9月までの期間及び51年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 昭和48年10月から49年2月まで
③ 昭和56年7月から61年3月まで

私は、結婚後、行政広報誌などで国民年金が将来にとって大切であると知り、自分で任意加入の手続を行い国民年金保険料を納付してきた。また、会社を退職した際も、国民年金に再び加入するよう会社の労務管理の担当者から指導されたので、加入手続を行い保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び申立期間②のうちの昭和48年10月から同年12月までの期間については、申立人から提出された昭和48年分の確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載されている保険料の額は、当該年の一人分の国民年金保険料額と一致しており、また、申立期間①については、当該期間前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②のうちの昭和49年1月から同年2月までの期間及び申立期間③については、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が昭和56年7月に厚生年金保険の資格を喪失した後、新たに国民年金の加入手続を行っていることは確認できないなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から同年3月までの期間及び48年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、昭和59年3月13日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年10月から58年9月は5万6,000円、同年10月から59年2月について6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月1日から59年3月13日まで
社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和56年10月1日となっている。同社には昭和59年3月13日まで勤務しており、給料から厚生年金保険料を控除されていた。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和56年10月1日となっているが、同僚の供述により、申立人は、同社が解散した昭和59年3月13日まで勤務していたことが確認できる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和59年3月13日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされている。しかし、同日以降の昭和59年5月7日に、申立人の58年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消されるとともに、厚生年金保険被保険者の資格喪失日が56年10月1日にさかのぼって訂正されているが、社会保険事務所において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和56年10月1日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった59年3月13日であると認められる。

また、標準報酬月額については、社会保険事務所の被保険者名簿から昭和56年10月から58年9月までは5万6,000円、同年10月から59年2月までは6万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社E営業所における資格取得日に係る記録を昭和43年8月22日に、資格喪失日に係る記録を46年9月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和43年8月、同年9月、同年12月は、2万2,000円、43年10月及び同年11月、44年1月及び同年2月は、2万4,000円、44年3月及び同年4月は、2万8,000円、同年5月、同年6月、同年10月、同年11月及び45年2月は、3万円、同年1月、同年4月及び同年5月は、3万3,000円、44年7月から同年9月まで、同年12月、45年3月、同年6月、同年7月、同年9月及び同年10月から46年8月までは、3万6,000円、45年8月は、3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月22日から46年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、同社の給与明細書もあり、厚生年金保険料控除も明らかなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が同社E営業所に申立期間勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額又は報酬額から、昭和43年8月、同年9月、同年12

月は、2万2,000円、43年10月及び同年11月、44年1月及び同年2月は、2万4,000円、44年3月及び同年4月は、2万8,000円、同年5月、同年6月、同年10月、同年11月及び45年2月は、3万円、同年1月、同年4月及び同年5月は、3万3,000円、44年7月から同年9月まで、同年12月、45年3月、同年6月、同年7月、同年9月及び同年10月から46年8月までは、3万6,000円、45年8月は、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格の取得及び喪失に係る届出並びに2回の報酬月額算定基礎届を行ったにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和43年8月から46年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（平成4年7月31日）及び資格取得日（平成5年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、平成4年7月から同年9月までは47万円、同年10月から5年3月までは50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年7月31日から5年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成4年7月31日から5年4月1日までの加入記録が無いとの回答をもらった。給与明細書があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書の保険料控除額から、平成4年7月から同年9月までは47万円、同年10月から5年3月までは50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格の喪失及び取得の届出が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの当該資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成4年7月から5年3月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

東京厚生年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和34年4月1日から継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書により、申立人は、同社に昭和34年4月1日から勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうちの昭和25年2月15日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、25年4月1日となっているA渉外労務管理事務所における資格取得日を同年2月15日に訂正し、昭和25年2月及び同年3月の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和24年10月5日から25年4月1日まで
② 昭和25年7月7日から25年8月25日まで
③ 昭和26年9月9日から27年1月14日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、B国軍に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③について加入記録が確認できない旨の回答をもらった。申立期間の一部に係る退職通知書を提出するので、これらの期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和25年2月15日から同年4月1日までの期間については、申立人から提出された駐留軍施設の退職通知書により、申立人が当該期間においてB国軍に勤務していたことが認められる。

また、当時、駐留軍施設に勤務する日本人労働者の労務管理は、渉外労務管理事務所により行われていたところ、申立人が勤務していたB国軍の労働者の労務管理を行っていたA渉外労務管理事務所の管理記録を引き継いだC防衛事務所によれば、申立人に係る退職通知書からみて、申立人は、昭和25年2月から同年3月までA渉外労務管理事務所から給与が支払われており、当該給与から厚生年金保険料が控除されていたはずであるとしている。

さらに、昭和25年2月15日から同年4月1日までの期間については、これに引き続く同年4月1日から同年7月4日までの期間は、申立人に係る厚生年金保険の記録及びA渉外労務管理事務所が管理していた記録が存在することから、また、上記退職通知書の記録から、当該期間より後の昭和25年4月1

日から同年7月7日までの期間における申立人の業務内容に差異はないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち、昭和25年2月15日から同年4月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和25年2月及び同年3月の標準報酬月額については、同年4月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和24年10月5日から25年2月14日までの期間については、申立人の同僚の供述から、申立人が当該期間当時、B国軍に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間における申立人に係る駐留軍施設の退職通知書は無く、同通知書から、当該期間の勤務について確認することができない。

また、A渉外労務管理事務所が管理していた記録においても、申立人の当該期間における在籍記録は存在しない。

さらに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち昭和24年10月5日から25年2月15日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、申立人の同僚の供述から、申立人が当該期間において、B国軍に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該期間における申立人に係る駐留軍施設の退職通知書は無く、同通知書から、当該期間の勤務について確認することができない。

また、A渉外労務管理事務所が管理していた記録においても、申立人の当該期間における在籍記録は存在しない。

さらに、昭和25年2月15日から同年7月4日までの期間に係る駐留軍施設の退職通知書及び当該期間に係るA渉外労務管理事務所が管理していた記録には、「自己都合による」退職と記載されている。

加えて、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事

業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間③については、申立人から提出された駐留軍施設の退職通知書により、申立人が当該期間においてB国軍に勤務していたことが認められる。

しかし、当該通知書には、「直接雇用」と記載されていること及びA 渉外労務管理事務所が管理していた記録において、申立人の当該期間における記録は存在しないことから判断して、申立人は、駐留軍に直接雇用されていたため、A 渉外労務管理事務所においては厚生年金保険の資格取得に係る届出は行われなかったと認められる。そして、申立期間当時、厚生省保険局長通知「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和 26 年 7 月 3 日保発第 51 号）において、駐留軍の非軍事的事業の事業所に使用される者は、厚生年金保険の強制被保険者としては取り扱わないとされているところ、上記退職通知書により、申立人が勤務していた事業所は食堂であったことが確認できることから、当該規定により、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険の強制被保険者とはなり得なかったことが認められる。

さらに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を56万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月30日から同年7月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人がA社に継続して勤務し（平成7年7月1日に同社から関連会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書及び平成7年5月の社会保険事務所の記録から、56万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成7年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）C工場における資格取得日に係る記録を昭和41年8月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月10日から昭和42年8月10日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

従業員台帳及びD健康保険組合の管理する健康保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年8月10日に同社E工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和42年8月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人が昭和41年8月10日にA社C工場において被保険者資格を取得したとする届出及びその後に事業主が行うべき被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が42年8月10日を申立人の同社における資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年8月から42年7月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人がA社において、平成8年8月9日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月9日から9年2月6日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、平成8年8月9日から勤務しており、また、11年3月12日に申立期間の国民年金保険料の還付を受けたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の事業主の供述により、申立人は、平成8年8月9日から同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の元事業主は、同社では、申立期間当時は入社と同時に厚生年金保険に加入させ、その保険料も給与から控除していたとしている。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人はA社において厚生年金保険被保険者資格を平成8年8月9日に取得した旨の処理が9年2月6日になされているが、翌月の同年3月4日に訂正され、申立人の同社における資格取得日は9年2月6日となっている。また、申立人は、社会保険事務所の記録では、国民年金の保険料を平成6年7月分から申立期間を含む9年2月分まで納付していたが、同社の厚生年金保険被保険者の資格取得日が訂正された約2年後の11年3月12日に「公的年金加入」を事由に申立期間の6か月分の国民年金保険料が還付されている。

このため、社会保険事務所では、当該国民年金保険料の還付手続において、申立人が平成8年8月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していたこ

とを確認していたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する平成8年8月9日に被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記訂正がなされる前の社会保険庁の記録から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①において厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年2月5日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、17万円とすることが必要である。

また、申立期間②については、B社は厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格取得日を昭和55年2月5日、資格喪失日を同年4月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間②に係る昭和55年2月及び同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和54年12月31日から55年2月5日まで
②昭和55年2月5日から同年4月25日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社及びB社に勤務した昭和54年12月31日から55年4月25日までの申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。しかし、A社に昭和51年7月30日に入社し、同社のセールス部門であるB社（現在は、C社。）に移り、B社を昭和55年4月24日に退職するまで継続して勤務していた。厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和55年2月4日までA社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、54年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

そして、この申立人の資格喪失日については、A社の社会保険事務所の被保険者名簿では、当初、昭和55年2月5日に資格喪失した旨の記録が同年2月23日になされているところ、この資格喪失日が同年3月5日に同年1月31日

へ訂正され、さらに、同年4月5日に54年12月31日へ訂正されている。

加えて、申立人と同日の昭和54年12月31日に被保険者資格を喪失している者の記録の中に、申立人と同様に記録が訂正されている者が多数存在する。しかし、社会保険事務所においてこのように資格喪失の訂正処理を2度も行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和54年12月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当初の記録であり、かつ雇用保険の離職日の翌日である55年2月5日であると認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、54年11月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

申立期間②については、申立人から提出のあった賃金台帳及び源泉徴収票により、申立人がB社に当該期間勤務し（退職日は昭和55年4月24日）、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、B社は、申立期間②において、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無いものの、同社は、同申立期間において、法人登記簿により、法人格を有していることが認められ、かつ、B社の事業主及び申立人は、同社では50名以上の社員が勤務していたと供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳の保険料控除額から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間②の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したかどうか不明と回答しているが、当該期間について、B社は、社会保険事務所において厚生年金保険の適用事業所となっていないことから、事業主は、昭和55年2月5日を資格取得日、同年4月25日を資格喪失日として届出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月及び3月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和29年8月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年7月10日から同年8月16日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答があった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

退職証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和29年7月10日に同社B支社から同社C支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所の記録では、A社C支社は、昭和29年8月16日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において、適用事業所としての記録は無い。

しかし、A社は、申立期間当時、同社では、社会保険事務手続及び給与の支払いに係る事務は各支社で行われていたが、給与計算は本社で一括して行われていたところ、同社B支社において、社会保険事務手続に誤りがあったと思われるとしている。このことから、申立人は、申立期間において、同支社で厚生年金保険の被保険者であったと認めるのが相当である。

このため、申立人のA社B支社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和29年8月16日とする必要がある。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年6月の社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が社会保険事務所への届出に誤りがあったと思われるとしている上、申立人のA社C支社への異動日である7月10日は社会保険事務所では知り得ない日付であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA組合B本部における資格喪失日は、昭和50年1月1日であると認められることから、同労働組合における資格喪失日に係る記録を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月1日から50年1月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A組合B本部で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。当該社会保険事務所では、厚生年金保険被保険者名簿の記録が判読できなかったためとしているが、申立期間の保険料を支払った領収証もあるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していたA組合B本部が発行した健康保険・厚生年金保険料領収証及び同本部が発行した在籍証明書から、申立人は、申立期間を含め厚生年金保険料を事業主に給与から支払っていたことが認められる。

一方、申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、A組合B本部において昭和49年8月1日に被保険者資格を喪失しているが、社会保険事務所の同労働組合に係る厚生年金保険被保険者名簿では、資格喪失日欄には年月日の記載はあるが、理由は不明であるものの訂正の取消斜線が数本引かれ、当該年月日の判読ができない。また、当該資格喪失の受付年月日欄には50年1月10日と記録されているところ、当該被保険者名簿においては、他の被保険者の資格喪失した者の処理については、ほぼ1か月以内に受付られていることが確認できることから、申立人についても、同月から1か月以内に資格喪失したことが推察される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、昭和50年1月1日に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、昭和49年7月の社会保険事務所の記録及び保険料領収証の控除額から、6万4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、平成5年2月28日から同年4月21日までの厚生年金保険料を同社により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を同年4月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月28日から同年5月1日まで

平成2年6月21日から5年4月30日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は5年2月28日までとなっている。給与明細書では、平成5年4月分給与まで厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が、申立期間に係る平成5年2月28日から同年4月20日まで同社に勤務し、同期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所の記録によれば、A社は、申立期間は厚生年金保険適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は平成5年2月28日に適用事業所ではなくなっているが、申立期間において法人格を有していることから、申立期間当時も厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断できる。

また、同期間の標準報酬月額については、給与明細書及び平成5年1月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会

保険事務所に適用事業所の届出を行っていなかったものと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下、同じ。）における資格取得日に係る記録を平成3年1月23日、資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月23日から同年3月1日まで

A社には平成3年1月から5年3月まで勤務しており、3年1月分及び同年2月分の保険料が控除されている給与明細書があるが、この2か月間の厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の給与明細書、雇用保険の記録及び申立期間当時に同社が申立人に交付した雇入通知書等により、申立人が申立期間に同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っていないことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年1月分及び同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、申立期間のうち、昭和50年11月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を50年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

申立期間②については、申立人の申立てに係るB社における資格喪失日は、昭和53年7月22日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和53年4月から同年6月までの標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から50年12月1日まで
② 昭和53年4月29日から56年5月1日まで

昭和46年からA社に勤務し、一度退社した後、49年1月に正社員として同社に再入社した。その後、同社は、52年にはB社となったものの、会社の所在地、勤務内容等は変わっていない。昭和61年まで同社に勤務し、保険料も控除されていたのに、申立期間①及び②の厚生年金保険加入記録が無いのはおかしい。給与明細書、源泉徴収票等を提出するので、当該期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間については、申立人が提出しているA社に係る昭和50年12月の給与明細書及び同社の元財務担当者の供述により、申立人は、申立期間のうち50年11月1日から同年12月1日までの期間について同社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、同期間の標準報酬月額については、給与明細書における厚生年金保険料の控除額及びA社における昭和50年12月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

一方、①の期間のうち、昭和49年1月から50年11月1日までの期間については、申立人から提出された昭和49年の確定申告書に、申立人がA社から報酬を得ていることが記載されており、申立人が同年に同社に在籍していたことは確認できるものの、同確定申告書により、申立人は同年には国民健康保険に加入していたことが確認できるなど、同期間を含め、申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける関連資料や供述は得られない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

他方、②の期間については、雇用保険の記録により、申立人が、申立期間を通じてB社に継続して勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所の記録では、昭和53年4月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、社会保険事務所の記録では、B社は、昭和53年5月2日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人を含め50人を超える多数の従業員が同年4月29日に資格喪失となっているところ、これらの資格喪失届は同年7月22日（申立人については同日）、25日及び26日に受け付けられ、さかのぼった資格喪失処理が行われており、このさかのぼった期間には、同年5月18日及び29日付けで2名の資格取得届が行われており（同年6月12日受付）、この2名について同年7月22日に資格取得の取消処理が行われている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所が、申立人について、昭和53年4月29日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、社会保険事務所が申立人に係るさかのぼった資格喪失の処理を行った同年7月22日であると認められる。

また、昭和53年4月から同年6月までの標準報酬月額については、53年3月の社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

一方、②の期間のうち、昭和53年7月22日から56年5月1日までの期間については、雇用保険の記録により、申立人がB社に勤務していたことは認められるものの、53年については同年の地方税特別徴収税額通知書により、また、54年及び55年については、同年の源泉徴収票により当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できるとともに、56年についても、厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける関連資料や供述は得られない。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として同期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下、同じ。）における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで

昭和44年6月20日からA社に勤務していたが、C社へ出向していた際の45年8月の1か月間について厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の在職証明書、雇用保険の加入記録及び同社に対する照会回答結果から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和45年4月1日にA社からC社に出向。C社が同年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年7月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が資格喪失日を昭和45年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と記録することは考え難く、また、事業主は、資格喪失日について、C社が厚生年金保険の適用事業所となった45年9月1日として届け出るべきところを、誤って同年8月31日として届け出た可能性があることを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年5月1日から同年11月30日まで
② 昭和29年2月1日から37年3月1日まで

65歳の時、年金の裁定請求のため、社会保険事務所に行ったところ、申立期間について、脱退手当金が支給されている旨説明を受けた。

しかし、退職した当時、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約8か月後の昭和37年11月1日に支給されたこととなっているほか、請求期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者9人のうち、脱退手当金を受給している者は申立人のみであり、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかしながら、申立人が、3回の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、申立期間の約9か月前まで13か月間勤務していた最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 34 年 11 月 16 日まで
② 昭和 34 年 11 月 28 日から 35 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 20 日から 38 年 9 月 26 日まで
④ 昭和 38 年 9 月 25 日から 40 年 5 月 18 日まで

60 歳になり年金の受給資格について社会保険事務所に照会したところ、脱退手当金が支給済みとなっている旨の説明を受けた。

しかし、それまで脱退手当金の制度については承知していなかったし、会社から脱退手当金について説明を受けたことも、受給手続を行ったことも無いので、調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①、②と申立期間③、④の間にある1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である4回の被保険者期間は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人は、脱退手当金の支給が決定されたとされる日（昭和 40 年 9 月 28 日）の約 1 年 10 か月前（38 年 11 月 20 日）に婚姻し、改姓しているにもかかわらず、申立人の厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿の氏名は、現在まで変更処理がなされておらず、旧姓となっていることから、申立期間に係る脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられ、申立人が脱退手当金を請求したものとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と 684 円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月 1 日から 43 年 8 月 21 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について脱退手当金を支給済みとの回答をもらった。
しかし、脱退手当金を受領した記憶は無いので申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社において脱退手当金を受給した女性従業員から、「会社から脱退手当金の案内があったので、自分で社会保険事務所に行き、手続きをした」旨の証言があったことから、事業主は脱退手当金の代理請求を行っていないものと考えられる。

また、申立人は、社会保険事務所の記録では、脱退手当金が支給決定されたこととなっている昭和 43 年 12 月には、既に国民年金に加入し（同年 8 月に加入）、その保険料を納付しており、申立人がその当時、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立人が支給されたとする脱退手当金の額は、法定支給額と 1,342 円相違しているところ、社会保険事務所では、その理由は不明としており、社会保険事務所において申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 7 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

60 歳の時に取引銀行の行員から、申立期間について脱退手当金を支給されたことになっていると言われた。

しかし、脱退手当金が支給されたとされる時期には、その制度を承知しておらず、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 8 か月後の昭和 41 年 12 月 23 日に支給されたこととなっているほか、請求期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 19 人中申立人のみであり、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、「厚生年金保険は、将来、年金として受け取るものだ」と認識しており、また、脱退手当金が支給されたとされる時期の約 1 年 7 か月前には婚姻しており、支給されたとするころは、夫の収入は高く、生活に困るようなことはなかったので、脱退手当金を受給するはずがない」と供述しているところ、夫の厚生年金保険における標準報酬月額はその最高等級であることが確認できることなどを踏まえれば、申立人の申立内容に不自然さは無く、申立人が脱退手当金を受給する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から23年6月1日まで
② 昭和22年9月25日から23年12月11日まで
③ 昭和24年3月10日から25年1月25日まで
④ 昭和25年3月1日から同年4月5日まで
⑤ 昭和28年11月1日から32年5月7日まで

年金記録が問題となっていたので、平成19年6月ごろに社会保険事務所において厚生年金加入期間を確認したところ、脱退手当金が支給されていることを知った。

しかしながら、脱退手当金を受給されたとする昭和33年6月は、既に上京して、別の事業所に勤めていたので、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金が支給されたとされる頃には、既に申立てに係る事業所ではない別の事業所に勤務していたとしており、脱退手当金を受給するはずがないと申し立てしているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、脱退手当金が支給決定されている昭和33年6月23日を含む申立期間後の33年2月21日から40年10月31日まで、申立てに係る事業所ではない別の事業所に勤務し、当該事業所において厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる。

そして、旧厚生年金保険法第72条では、脱退手当金の請求から支給決定までの間に被保険者の資格を再取得していたことが判明した場合には、脱退手当金の受給権が消滅することから、その支給を取り消す扱いとなっており、申立人は当時、脱退手当金の受給要件を満たしておらず、支給記録自体に疑義がある。

また、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と360円相違しているなど、一連の事務処理が適切に行われていたとは認め難い。

さらに、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年1か月後の昭和33年6月23日に支給されたこととなっているほか、

申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は8名中2名と少なく、しかも両名は喪失日から3年以上経過後に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 8 月 22 日まで
平成 20 年の初めに社会保険事務所から送付された年金記録を確認すると、申立期間については、脱退手当金の受給記録がある事実を知った。
しかしながら、当時は脱退手当金の制度や社会保険事務所の存在すら知らなかった。このため、脱退手当金の請求を行ったことも無く、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年 7 か月後の昭和 22 年 3 月 19 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、申立人は、昭和 22 年 1 月 9 日に婚姻し、改姓しているが、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者で、申立人と同時期に資格を取得し、被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示がある女性被保険者 9 名のうち 7 名は、オンライン記録に脱退手当金の支給記録が無いなど、申立人の年金記録の記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 8 月 7 日から 37 年 12 月 26 日まで
② 昭和 38 年 1 月 25 日から 39 年 5 月 11 日まで
③ 昭和 40 年 2 月 16 日から 41 年 7 月 31 日まで
④ 昭和 41 年 10 月 3 日から 42 年 2 月 15 日まで

65 歳になって、社会保険事務所で年金受給の手続きをしたとき、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。

しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 1 年後の昭和 43 年 2 月 21 日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、請求期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、厚生年金の加入期間が 24 か月以上の女性は 25 名みられるが、このうち脱退手当金の支給記録が確認できる者は申立人を含め 3 名に過ぎず、しかも当該脱退手当金の支給記録を見ると、申立人を除く 2 名については別の事業所において資格を再取得した後に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、最初に勤務した事業所の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、これを申立人が失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

東京厚生年金 事案 1506

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 6 月 18 日から 43 年 2 月 16 日まで
平成 19 年 8 月 10 日になって、社会保険事務所で厚生年金の加入記録を確認したとき、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 年 1 か月後の昭和 45 年 3 月 13 日に支給されたこととなっており、さらに、請求期間の最終事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性被保険者のうち、脱退手当金を受給している者は 42 名中 8 名と少ないことから、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が 4 回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、約 19 か月と長期間である残り 3 回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとするA社は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は申立期間のうち昭和27年8月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日を27年5月15日から同年8月1日へ訂正し、申立期間のうち同年5月から7月までの期間に係る標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の昭和27年5月から7月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月15日から30年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。昭和25年11月1日から30年11月1日までA社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和27年8月1日までの期間については、同僚が「申立期間の全期間ではないが、申立人と一緒にA社に勤務していたことに間違いは無く、給与から保険料が控除されていた」旨の供述をしている。また、当時の従業員及び申立人は「当該事業所は昭和30年後半ごろまでは事業を行っていた」旨の供述をしている。さらに、社会保険事務所の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、同年8月1日までの間に申立人が同年5月15日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が行ったことがうかがえる記載が見られる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間のうち昭和27年8月1日までの期間は同社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、社会保険事務所は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、全喪日は昭和27年5月15日であるとしており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名

簿には、従業員 8 名分について昭和 27 年 8 月 1 日付けで標準報酬月額の改定処理を行った旨の記載が残っていることから、全喪後も 8 名の従業員はいたことが認められ、同社は当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

他方、申立期間のうち昭和 27 年 8 月 1 日以降の期間については、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等の関連資料にも保険料が控除されていたことがうかがえる記載は見られず、同社が厚生年金の適用事業所としての要件を満たしていたかどうかを判断するための関連資料等が無い。

また、事業主や上述の同僚以外の当時の従業員とは連絡が取れないことから、厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち昭和 27 年 8 月 1 日以降の期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間のうち昭和 27 年 5 月から 7 月までの期間に係る標準報酬月額については、昭和 27 年 4 月の社会保険事務所の記録から 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間①に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 10 月 10 日まで
② 昭和 44 年 7 月 21 日から 46 年 11 月 10 日まで

平成 19 年 6 月に、社会保険事務所において厚生年金保険加入期間を確認したところ、申立期間①について脱退手当金を受給していると言われた。しかしながら、一時的に離職しただけで、退職金ももらっておらず、脱退手当金の制度も知らなかった。脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

また、申立期間②については、加入記録が無いと言われた。記憶は確かではないが、昭和 44 年 7 月 21 日から 46 年 11 月 10 日までA社に勤務していたと思うので、申立期間②について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は脱退手当金を受給していないと申し立てしているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人は、脱退手当金が支給決定されている昭和 22 年 5 月 17 日の約 2 週間後の同年 6 月 1 日に別事業所の厚生年金保険の被保険者となったことが確認でき、脱退手当金を請求する動機が判然としない。

また、申立人の脱退手当金は、待機期間の 1 年間を考慮したとしても、厚生年金保険の資格喪失日から約 1 年 7 か月後に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人と同じ事業所の厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金を支給したことを示す「49 条」の記載がある被保険者についてオンライン記録を確認したところ、29 名中 10 名について支給記録が確認できないなど、記録管理が適切に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

一方、申立期間②について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てているところ、入社時期及び退社時期については、あまり覚えていない旨の供述をしている上、申立期間②当時の事業主の妻及び同社の従業員は、申立人の名前については記憶があるものの、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態に関しては分からないとしている。

そして、A社は、社会保険事務所の記録から、申立期間②のうち昭和45年3月以前の期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所であった事実は確認できず、また、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年4月1日以降の期間については、事業主、事業主の家族等のみが厚生年金保険の被保険者となっており、申立人と同時期に入社したとする同僚の記録は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間②の期間中に、申立人と同時期に入社したとする上述の同僚と二人でA社を辞めて、協同事業等を始めたが、その時期を明確に記憶していない旨の供述もしている。

以上のことに加え、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、事業主は既に死亡しており、また、上述の同僚とも連絡が取れないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態に関する証言等を得ることができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1514

第1 委員会の結論

申立人の昭和35年10月13日から38年8月1日までの厚生年金保険被保険者記録については、申立人の記録として未統合のA社における被保険者記録が社会保険事務所に存在することが判明したので、当該記録を申立人の厚生年金保険被保険者記録として訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から38年8月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和35年4月1日から38年8月1日まで勤務していたと申し立てているところ、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立人と生年月日が3年相違し、姓が「B」で申立人と同姓であるが、名が申立人と1文字異なる「C」の被保険者の記録が確認できるとともに、当該被保険者の資格取得日は、昭和35年10月13日、資格喪失日は38年8月1日と記載され、申立期間とおおむね一致する未統合の記録がある。

一方、申立人は、同社では、「BD」ではなく、「BC」と名乗り、また、年齢が若いと採用されないため、生年月日を3年偽ったとしている。

このことについて、社会保険事務所の保管する被保険者名簿から、申立期間当時に同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる複数の従業員に、申立人の写っている写真とともに当時の同社の状況について照会したところ、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことは間違いなく、同社には「B」という姓の者は、申立人以外にいなかったと供述している。

これらを総合的に判断すると、上記「BC」名義の被保険者記録は、申立人の記録であると認められる。

なお、申立期間における標準報酬月額については、上記「BC」の厚生年金保険被保険者の記録から、昭和35年10月から36年9月までは1万8,000円、36年10月から37年9月までは2万円、37年10月から38年7月までは2万2,000円であると認められる。

一方、申立期間のうち、昭和35年4月1日から同年10月13日までの期間

については、申立人は、上記写真の撮影日が 35 年 4 月 1 日であることから、同日から同社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人と同時期に同社に入社し、申立人と同様の業務に就いていた同僚によると、同社は、試用期間が 6 か月程度あったため、採用後一定期間経過後に厚生年金保険に加入させてもらったとしており、当該同僚についても、申立人と同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人の昭和 35 年 4 月から同年 9 月までの厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると昭和 35 年 4 月 1 日から同年 10 月 13 日までの期間については、申立人は、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和47年1月10日に、資格喪失日に係る記録を48年12月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を47年1月から48年9月までは4万2,000円、同年10月及び同年11月は4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月10日から48年12月27日まで
社会保険事務所に年金加入期間について照会したところ、A社に勤務した期間の記録が無い旨の回答をもらった。同社B支店に勤務したことは間違いないので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支店の申立期間の支店長及び同僚の供述並びに申立期間の勤務状況等に係る申立人の申立内容から判断すると、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

そして、上記支店長によると、同支店の従業員が退職することになったため、申立人を正社員として採用したとしている。また、同支店長は、同社に係る社会保険事務を担当していたが、同社では、すべての正社員を厚生年金保険に加入させており、給与からその保険料を控除していたので、何らかの理由で申立人に係る資格の得喪の届け出が行われなかったことも考えられると供述している。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿を見ると、上記B支店の同僚や申立人の前任者は、いずれも同社にて厚生年金保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立人の資格取得日については、上記B支店の同僚によると、当該同僚は昭和46年12月に同社に入社し、申立人はその1か月後くらいに入社して

きたとしていること及び上記支店長によると、申立人の前任者が退職するため、申立人を同社の繁忙期である成人の日の前に雇い入れたと供述していること等から判断すると、昭和47年1月10日とすることが妥当である。

また、申立人の資格喪失日については、申立人は、昭和49年1月に次の会社に転職するため、同社には48年12月27日まで勤務していたと具体的な供述をしていること及び社会保険事務所の記録により、申立人が49年1月11日に、転職後の事業所において厚生年金保険の資格を取得していること等から判断すると、48年12月27日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所における上記同僚の記録から判断すると、昭和47年1月から48年9月までは4万2,000円、同年10月及び同年11月は4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、資格の取得、喪失及び47年から48年までの2回の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届の提出のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年1月から48年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から同年9月までの期間、37年11月から46年3月までの期間、46年10月から48年3月までの期間、56年4月から59年12月までの期間、60年4月から平成4年4月までの期間、4年6月から9年4月までの期間及び11年4月から14年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年7月から同年9月まで
② 昭和37年11月から46年3月まで
③ 昭和46年10月から48年3月まで
④ 昭和56年4月から59年12月まで
⑤ 昭和60年4月から平成4年4月まで
⑥ 平成4年6月から9年4月まで
⑦ 平成11年4月から14年4月まで

私は、申立期間の国民年金保険料を銀行や郵便局、区役所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、保険料の納付方法や納付場所等に関する記憶が曖昧で、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確である上、未納期間が散見されるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和45年8月時点では、申立期間①及び申立期間②の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。さらに、申立期間④、⑤及び⑥のうち平成4年10月以前の期間については、申立人の夫も自身の保険料の過半が未納となっているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

東京国民年金 事案 3044

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から46年3月までの期間及び48年4月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年9月から46年3月まで
② 昭和48年4月から57年9月まで

私の母は、区役所で私の国民年金の加入手続をし、金融機関から引き出した金で、それ以前の未納であった国民年金保険料を一括してすべて納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、母親は、国民年金の加入手続及び一括して保険料を納付したとする時期並びに納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和59年11月は特例納付の実施期間外であり、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、母親は現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していたことはないと説明しているなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から47年10月までの期間、47年11月から48年6月までの期間並びに48年7月及び8月の期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年1月から47年10月まで
② 昭和47年11月から48年6月まで
③ 昭和48年7月及び同年8月

私は、昭和45年12月に会社を退職後、48年9月に就職するまで、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。また、申立期間②については、当時、アルバイトをしていたが、厚生年金保険に加入していたことは知らなかったため、保険料を納めており、二重払いになっているはずである。再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金に切替手続をした時期等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年12月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人は、現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶はないと説明するなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から2年3月まで

私が大学生であった申立期間の国民年金保険料は、私が20歳のころに、母が、国民年金の加入手続をして納付してくれていたはずである。母が「保険料を納めておいたよ。」と言っていたことを記憶しており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が平成9年の基礎年金番号導入以前に国民年金に加入していた記録は確認できない上、申立人は、申立期間当時の年金手帳の受領、所持等に関する記憶が曖昧であるなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3051

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年3月まで
私は、昭和46年に、市役所で夫婦二人分の10年分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、納付したとする保険料額等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払出された昭和47年10月は、第1回特例納付の実施期間外である上、当該時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から40年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から40年3月まで
私の夫は、昭和46年に市役所で夫婦二人分の国民年金保険料をさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の夫は、さかのぼって納付したとする保険料額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から47年3月までの期間及び47年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から47年3月まで
② 昭和47年4月から50年3月まで

私は、申立期間①については、婚姻後、国民年金手帳の氏名変更の届けをし、自宅に来ていた区の徴収員に国民年金保険料を納付していた。申立期間②については、住所変更手続きをし、自宅に来ていた市の徴収員に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得が出来ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時の転居に係る国民年金の住所変更手続等に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳記号番号払出簿には、申立期間①に居住していた区への転出の記載が無く、申立期間②の期間である昭和48年時点で不在である旨の記載がされていることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3054

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から47年3月まで

私は、昭和49年4月ごろ、さかのぼって国民年金保険料を納付できることを聞き、3年分を市役所等で納めたはずであり、申立期間の保険料が未納にされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人が申立期間当時居住していた市では、第2回特例納付の納付書を作成することが可能であり、金融機関で支払うよう案内していたことが確認できるが、申立人は市役所において3年分の特例納付のしるしを、市役所等で保険料を納付したと説明しているにも関わらず、当時当該保険料を市役所では納付することができない上、どの金融機関でいくらの金額を納付したかは、はっきりしないと説明しており納付金額や納付状況等の記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月から42年7月までの期間、43年2月、45年9月から47年7月までの期間、48年3月から同年7月までの期間及び同年9月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年4月から42年7月まで
② 昭和43年2月
③ 昭和45年9月から47年7月まで
④ 昭和48年3月から同年7月まで
⑤ 昭和48年9月から50年3月まで

私の母は、昭和50年ごろに、私の国民年金の加入手続を行い、特例納付により国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。さらに、納付したとする金額は、昭和50年の第2回特例納付で申立期間の保険料を納付した場合の保険料額とは大きく異なっている上、申立期間①直前の15か月分の保険料が昭和54年の第3回特例納付により納付されているなど、母親が第2回特例納付により申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から52年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から52年6月まで

私は申立期間の国民年金保険料を納付しており、還付してもらった記憶はないので、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、申立期間当時、申立人は外国籍であり、昭和56年12月以前は、在日外国人は国民年金に加入することはできず、申立人の被保険者名簿においても、外国籍であることを理由として加入記録が取り消され、市役所で還付請求書が受け付けられたことが確認できる。また、還付整理簿には、申立期間の保険料について、還付金額、還付決定日、支払日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、市役所の職員から申立期間の保険料を還付すると聞いたことを記憶しているなど、保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から52年6月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から52年6月まで
私は申立期間の国民年金保険料を納付しており、還付してもらった記憶はないので、申立期間の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料が納付されていたことは確認できるものの、申立期間当時、申立人は外国籍であり、昭和56年12月以前は、在日外国人は国民年金に加入することはできず、申立人の被保険者名簿においても、外国籍であることを理由として加入記録が取り消され、市役所で還付請求書が受け付けられたことが確認できる。また、還付整理簿には、申立期間の保険料について、還付金額、還付決定日、支払日等が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、市役所の職員から申立期間の保険料を還付すると聞いたことを記憶しているなど、保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から47年3月まで

私は、転入の際に国民年金手帳を市役所に預け、国民年金保険料を納付していたはずだが、手帳が返却された記憶がなく、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。また、第3回特例納付で、申立人は昭和53年7月に6か月分の保険料を、申立人の妻は同年7月から55年6月にかけて7回に分けて57か月分の保険料を納付しているが、それぞれ未納期間があったため、特例納付をしなければ60歳到達時まで保険料を納付したとしても年金の受給資格を満たさないことから、受給資格期間を満たすために必要な月数の保険料を納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から45年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年4月から45年11月まで

私は、結婚してから区の広報誌で特例納付のを知り、区役所の国民年金の窓口で、申立期間の国民年金保険料を現金でまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金への加入時期、場所等の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとする時期等に関する記憶が曖昧である。また、申立期間のうち、昭和44年8月から45年11月までの期間は、配偶者が厚生年金被保険者であるため、申立人には国民年金の任意加入期間となるが、任意加入期間は、制度上特例納付することができない期間であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成元年9月ごろは、特例納付の実施期間ではなく、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から55年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から55年2月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、父母のいずれかが納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父母から当時の納付状況等を聴取することができないため、申立期間の保険料の納付方法、納付額等の納付状況が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年5月から42年3月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、昭和38年5月ごろに国民年金の加入手続をした時には国民年金手帳の交付を受けておらず、保険料の納付は区役所から送られてきた納付書に身分証明となる米穀類購入通帳を添えて納付したと説明しているが、申立人が居住していた区では申立期間当時の保険料の納付は印紙検認方式であり納付書方式は採られていなかった。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和39年7月から40年12月までの期間は保険料を納付したとする区とは別の県に居住しており、保険料を納付した場所に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年7月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3073

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年12月から48年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年12月から48年9月まで

私は、昭和39年に美容院を開業するに当たり、夫の扶養からはずれ、国民年金の加入手続をとった。国民年金保険料は、夫が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和49年7月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3074

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から42年3月まで
私たち夫婦は、入社してから平成元年になるまで、毎月の国民年金保険料を給与天引きで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が勤務していた事業所を通じて保険料の納付を委託していたとする国民年金事務組合の保険料徴収は、昭和42年4月から開始されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3075

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで
私たち夫婦は、入社してから平成元年になるまで、毎月の国民年金保険料を給与天引きで納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が勤務していた事業所を通じて保険料の納付を委託していたとする国民年金事務組合の保険料徴収は、昭和42年4月から開始されているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年1月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3076

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年11月までの期間及び42年3月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年4月から40年11月まで
②昭和42年3月から55年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、父親が納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況等が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和42年5月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から7年3月まで

私は、平成8年ごろ、国民年金保険料の未納があることが分かり、約20万円を納付し、その後も約6万円を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付方法及び納付場所に関する記憶が曖昧である。申立期間直後の期間である平成7年4月から8年12月までの保険料として約25万円を8年11月に納付し、10年10月から11年1月までの保険料として5万3,200円を10年12月にまとめて納付しているが、申立人が申立期間の保険料の未納分を納付したとする平成8年ごろの時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付できない期間であるなど申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から52年6月まで

私は、昭和49年、区役所に電話で国民年金に関する問い合わせをした際、「年金は20歳から納付することになっているので10年分の国民年金保険料を納めてください。」と言われ、金額が大きかったので3、4回に分けて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、さかのぼって納付したとする納付場所及び納付方法等の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、さらに、申立期間のうち昭和48年4月から52年6月までの期間は、第2回特例納付で保険料を納付することができない期間であることなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を含め総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から4年12月までの期間、5年2月から同年5月までの期間及び6年1月から同年3月までの期間の国民年金納保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から4年12月まで
② 平成5年2月から同年5月まで
③ 平成6年1月から同年3月まで

私は、平成6年1月ごろ、市役所で国民年金の加入手続をした際、平成2年までの国民年金保険料をさかのぼって納付するように言われ、後日、銀行か郵便局で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年1月時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から42年4月まで

私は、会社を辞めた昭和39年3月に国民年金に加入し、結婚前までは自ら国民年金保険料を納付し、40年の結婚後は妻が保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及びその妻は、申立期間当時の保険料の納付金額及び納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間当時は印紙検認方式により保険料が収納されていたが、印紙検認による納付に関する記憶が無い。さらに、保険料を納付していたとされる申立人の妻も申立期間の大部分が国民年金に未加入であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年2月までの期間、昭和61年12月から62年2月までの期間、平成7年8月及び平成10年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和59年9月から60年2月まで
② 昭和61年12月から62年2月まで
③ 平成7年8月
④ 平成10年6月

私の国民年金保険料は、申立期間①及び②は母が、申立期間③及び④は私が納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①及び②については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の保険料の状況が不明確である。

また、申立期間③及び④については、申立人は、申立期間当時の国民年金の資格得喪手続、保険料の納付場所及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧である上、当該期間は、それぞれ平成9年10月及び13年6月に国民年金加入期間として記録整備されており、これらの時点ではいずれも時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年5月時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間③及び④の保険料は、それぞれの加入記録が追加処理された時点で時効により納付ができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3082

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年11月から45年5月まで
私の妻は、私の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行って
いたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時の申立人の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていないと説明しているほか、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、申立期間の一部の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から39年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から39年7月まで
私は、申立期間の国民年金保険料を区役所出張所で納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間当時に納付していたとする保険料額及び納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年5月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から52年3月まで

私は、昭和54年に国民年金に加入したとき、区から過去の未納分の国民年金保険料を納付できると説明され、40数万円か70数万円の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、まとめて保険料を納付したとする金額及び納付場所等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳から、申立人は昭和54年8月29日に国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間は任意加入期間であり制度上、保険料をさかのぼって納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとはものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成元年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成元年12月まで

私の義母は、私が結婚した時に私の国民年金の加入手続をし、それまでの未納分の国民年金保険料を納付し、その後も、夫の分と併せて私の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の義母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の義母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年6月時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年11月から40年2月までの期間、40年5月から42年9月までの期間、43年3月から同年5月までの期間及び44年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年11月から40年2月まで
② 昭和40年5月から42年9月まで
③ 昭和43年3月から同年5月まで
④ 昭和44年9月から45年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明確である上、申立人の母親は申立期間①当時、申立人が居住していた市とは別の県に居住しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の基礎年金番号が付番された平成9年1月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から61年3月までの期間並びに62年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年4月から61年3月まで
② 昭和62年2月及び同年3月

私は、申立期間の国民年金保険料を納付書により市の出張所で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付金額等に関する記憶が曖昧であり、申立人が昭和59年11月の婚姻後に過年度納付をしたとする市役所では、過年度保険料の収納を取り扱っていなかった上、申立期間①については、元夫も婚姻中の55年4月から56年4月までの保険料が未納となっていること、前夫も婚姻中の59年11月から61年3月までの保険料が未納となっていること、申立期間②については、前夫も婚姻中の保険料が未納となっていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から42年3月までの期間、44年4月から45年3月、45年7月から同年9月までの期間及び47年4月から49年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年4月から42年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで
③ 昭和45年7月から同年9月まで
④ 昭和47年4月から49年7月まで

私は、昭和54年に区役所から申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの連絡があり、申立期間の保険料を納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であり、納付したとする金額は申立期間の保険料を第3回特例納付で納付した場合の金額と大きく相違しているなど、申立期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3100

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

私は、昭和36年か37年ごろに、区役所の仮設庁舎で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った時期、場所等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和39年12月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3101

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から47年11月まで

私は、大学卒業後、母に国民年金の加入手続をしてもらい、就職するまでの間、国民年金保険料を支払ってもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付等に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から、当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成8年時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3102

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から47年9月まで

私は、昭和56年の春ごろに、社会保険事務所か区役所で、学生時代を含む期間の国民年金保険料を特例納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする時期は、特例納付の実施期間外である上、申立人は、保険料の納付場所、納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3104

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年3月まで

私は、昭和53年から54年ごろ、当時未納だった申立期間の国民年金保険料を区役所で一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、保険料を一括納付したとする納付場所、納付方法等の記憶が曖昧であり、納付したとする保険料額は、昭和53年から55年にかけて実施された第3回特例納付で申立期間の保険料を納付した場合の金額と異なるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から43年3月まで

私は、20歳から厚生年金保険の被保険者になるまでの期間について、母からわずかな期間だが国民年金保険料を納付したと聞いている。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は国民年金への加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付したとする母親は、加入手続をした時期及び保険料の納付方法の記憶が曖昧であること、申立期間当初の昭和42年9月に母親は他市に転出し、同月に申立人も他区に転出していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から49年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から49年10月まで

私は、昭和45年11月ごろに区役所で国民年金への加入手続をし、申立期間は区役所から送られてきた納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間が未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は国民年金への加入手続をした時期及び保険料の納付方法の記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の所持する国民年金手帳から、申立人は昭和49年11月に国民年金に任意加入することで国民年金手帳の記号番号が払い出されていることが確認でき、任意加入の場合には、制度上、申立人は申立期間の保険料をさかのぼって納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3107

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年9月まで

私は、母が集金人から購入した申立期間の国民年金印紙を見せられた記憶がある。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間に国民年金印紙を購入したとされる母親から印紙購入当時の状況を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人は、申立期間に国民年金手帳を所持していたこと及び母親が購入したとする印紙を国民年金手帳に貼付し、印紙検認を受けたことの記憶がないなど、申立人の母親が申立期間に国民年金印紙を購入し、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から40年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が母と私の保険料と一緒に金融機関で納付していたと聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明確であるなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和41年2月時点では、申立期間のうち38年12月以前は時効により保険料を納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から44年3月まで
私の申立期間の国民年金保険料は、両親が納付してくれていたと聞いていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる両親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明確であること、3人の姉も申立期間当時、国民年金に未加入となっていることなど、申立人の両親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年7月時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年11月から50年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、兄及び次姉の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。また、申立人は、父親から自身の国民年金手帳を受け取っておらず、申立人の保険料を納付したと聞いたことはないと説明していること、申立期間当初同居していた申立人の三姉は、当時国民年金に加入した記録がないこと、申立人は婚姻した昭和46年12月に他県に転居しており、父親が居住する市で申立人の保険料を納付することは困難であると考えられることなど、申立人の父親が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年8月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3114

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から42年3月まで

私の義父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。昭和38年2月に別の区に転居してからは、私の妻は、区の出張所で私の保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義父及び申立人の妻が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間のうち、昭和37年4月から38年1月までの期間については、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる義父からは当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。申立期間のうち、転居後の38年2月から42年3月までの期間については、申立人及び申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、納付した保険料の金額等の納付状況に関する記憶が不明確であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和43年9月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から49年3月まで

私の義母は、私が昭和43年11月に結婚した後、金融機関の人に、私の国民年金の加入手続を依頼し、申立期間の国民年金保険料を渡したはずであり、その後は金融機関の集金人に毎月納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、その当時、年金手帳を所持していた記憶が無いと説明していること、保険料を納付していたとされる申立人の義母は保険料の納付に関する記憶が曖昧であることなど、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明確であり、申立人の義母が申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和50年3月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年9月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年9月から58年3月まで

私の母親は、申立期間当時、私の国民年金の加入手続きを行い、私の分と併せて国民年金保険料を金融機関で納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立人の国民年金の加入時期及び申立期間当時の国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が所持する年金手帳は、昭和55年3月発行の厚生年金手帳及び63年5月ごろ発行の国民年金手帳であることが確認できるほか、申立人は現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していたことの記憶が曖昧であるなど、申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、申立人の母親が保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、また、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和63年5月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年3月まで
私の妻は、昭和45年6月に私がB社を退職後すぐ、私の分と併せて国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に申立人の妻が国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が国民年金の加入時に受け取ったとされる年金手帳には発行日が47年4月1日と記載されている上、申立人は現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶が無いと説明している。また、申立人の国民年金保険料を納付していたとされる申立人の妻も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、さらに、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から47年3月まで
私は、昭和45年6月に私の夫がB社を退職後すぐ、夫の分と併せて国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年6月に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人が国民年金の加入時に受け取ったとされる国民年金手帳には、発行日が47年4月1日と記載されている上、申立人は現在所持する年金手帳以外に手帳を所持していた記憶が無いと説明している。また、申立人が納付していたとされる申立人の夫も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から58年3月まで
私の国民年金保険料は、昭和49年に婚姻後、夫が夫婦二人分を区役所で納めていた。夫は納付済みとなっているのに、申立期間の私の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の夫は、国民年金の加入手続に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和58年11月時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付できない期間であり、婚姻後は平成16年まで住所変更を行っていないなど、申立人が居住していた区において、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年12月まで
私の妻(当時)は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してははずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、加入手続及び保険料の納付状況が不明確である上、申立人の保険料の納付を行っていたとする申立人の妻(当時)は、申立人の保険料は第3回特例納付及び過年度納付でさかのぼって昭和51年1月から53年3月までの期間以降納付したと説明するなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から63年6月までの期間、63年12月、平成元年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年8月から63年6月まで
② 昭和63年12月
③ 平成元年2月及び同年3月

私は、20歳になった時に区役所で国民年金の加入手続をし、それ以降、毎月1か月ごとに納付書で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶が曖昧である上、申立期間①及び②については、当該期間直後の平成元年1月の保険料は申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された3年4月以降の時点で、時効期限いっぱいにかかのぼって過年度納付されており、申立期間③については、6年3月に国民年金の喪失日が元年2月から同年4月に整備されたために未納となった期間であり、それ以前は未加入期間として管理されていたことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成3年4月時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年1月から52年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年1月から52年12月まで
私の母親は、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、20歳から未納であった国民年金保険料を一括納付してくれたはずである。私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である。

さらに、母親に納付してもらったとする金額は申立期間当時の保険料額と大きく異なる上、申立人は、国民年金に加入した昭和55年時点で、過年度納付及び特例納付をしなければ年金の受給資格期間を満たさないため、加入時点において、過年度納付を行うとともに、申立期間直前の37年3月から38年12月までの保険料を第3回特例納付により納付したものと考えられるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年2月から60年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年2月から60年8月まで

私は、百貨店でパートタイム社員として勤務していた期間に、継続して国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の所持する年金手帳に昭和57年2月2日に厚生年金保険の資格を取得し、同日に国民年金の資格を喪失していることが記載されている上、昭和59年度に作成された国民年金の年度別納付状況リストにおいても、国民年金手帳と同様の日に国民年金の資格を喪失していることが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年5月までの期間及び49年10月から52年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年10月から46年5月まで
② 昭和49年10月から52年3月まで

私は、申立期間①については、夫の退職後に国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を金融機関で納付しており、申立期間②についても、夫の退職後に区役所で加入手続をし、お店に来ていた集金人に保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、申立期間の保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、転居後の昭和45年10月から国民年金の住所変更手続が転入先の市で行われる52年まで、不在者として記録管理されていたことが国民年金被保険者名簿及び特殊台帳により確認できる上、一緒に納付していたとする夫も申立期間の自身の保険料が未納となっているなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から同年6月まで

私は、会社を辞めた後、昭和40年1月ごろに住んでいた市に近い隣の市役所に出向き、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したことを憶えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、保険料の納付金額、納付方法等についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金に加入した記録が無く、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から43年3月までの期間及び昭和47年9月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年1月から43年3月まで
② 昭和47年9月から51年3月まで

私は、昭和54年ごろ、国民年金の特例納付制度を知り、当時住んでいた市役所の出張所に妻と行き、妻と私の未納の分の保険料をさかのぼって一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が特例納付したと説明する金額は、昭和54年当時実施されていた第3回特例納付の保険料額と大きく異なっている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年9月から平成元年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年9月から平成元年8月まで

私は、昭和63年ごろ、区役所で国民年金に加入し、国民年金保険料を20万円ずつ2回に分けて合計40万円くらい納付した。その後、平成2年に引っ越した際、書類などはすべて捨ててしまった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人から当時の保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の納付状況等が不明であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年1月ごろの時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 3141

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から48年10月まで

私は、会社を辞めた後、実家の店を手伝っていた。その時期に父親は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納めた。結婚する時にくすんだオレンジ色をした手帳を渡されたが、紛失した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付していたとされる父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明確である上、申立人と申立期間当時、同居していた両親、姉及び妹は、国民年金に加入した記録を確認できないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和61年4月時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から38年3月まで

私は、厚生年金保険の適用事業所を退職した直後の昭和37年1月に、区役所出張所の窓口で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行い、国民年金保険料は、同出張所の窓口で納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和38年8月時点では、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であるが、申立人は保険料をさかのぼって納付した記憶がないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和38年8月時点では、国民年金の被保険者資格取得日が38年4月1日とされていたため、当時申立人は、申立期間は保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から44年3月まで

私の国民年金手帳は、昭和42年度及び43年度の印紙検認台紙が切り取られており、切り取られた箇所に44年の割印があるため、44年に保険料をまとめて納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は、44年に過年度分の保険料を一括して集金人に納めたと説明するが、当時過年度分の保険料は集金による納付ができなかったことが確認されるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、国民年金手帳の昭和42年度及び43年度の切り取られた印紙検認台紙に押された割印をもって保険料を納付していたと説明しているが、当該割印は保険料納付の有無にかかわらず、検認台紙を切り離したことの確認として押印されているものである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年6月まで

私は、妻の分と一緒に国民年金保険料を協同組合を通じて、事業団に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入時期や納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、また、申立人が夫婦二人分の保険料を納付したとする事業団は、昭和47年7月に国民年金事務組合としての業務を開始したことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和47年4月時点では、申立期間のうち、44年12月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年6月まで
私の国民年金保険料は、夫が夫の分と一緒に協同組合を通じて、事業団に納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫及び申立人は、国民年金の加入時期や納付方法等の納付状況に関する記憶が曖昧であり、また、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を納付したとする事業団は、昭和47年7月に国民年金事務組合としての業務を開始したことが確認できるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号が夫婦連番で払い出された昭和47年4月時点では、申立期間のうち、44年12月以前は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 2 月から 39 年 10 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間については、同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における同僚の証言により、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、昭和 31 年 9 月に全喪しており、また、当時の事業主は「申立期間当時の社員に係る資料が無く、しかも、申立人に関する記憶は無い」旨の供述をしていることから、申立人の同社における勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の同僚に照会したところ、申立人が勤務していたことを記憶している者は2名いたが、申立人の加入状況等は不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 20 日から 52 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。
給与明細書等はないが、申立期間については、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主の供述により、期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に全喪しており、申立人の厚生年金保険への加入に関する書類は無く、申立期間当時の事業主も「手取金額を考え、厚生年金保険に加入したくないとする従業員については厚生年金保険に加入させていない」旨の供述をしている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の申立期間と勤務期間が重なり、かつ所在が確認できた従業員に照会したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年ごろから 31 年ごろまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の加入記録が無いとの回答があった。

申立期間はA社に勤務しており、当時の社長、専務及び同僚等の氏名を記憶しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び勤務状況に関する申立人の具体的な申立内容から判断して、期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は既に全喪しており、申立人が氏名を挙げた申立期間当時の社長、専務及び同僚等の所在は1名を除き不明であり、確認できた同僚1名からは、申立人が勤務していた記憶があるとの供述しか得られず、申立人の勤務期間、勤務内容及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。そこで、供述が得られた同僚の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、昭和 29 年 5 月にA社に入社したとしているが、加入したのは3か月後の同年 8 月からとなっており、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在が確認できた別の同僚 1 名についても照会したところ、昭和 29 年夏ごろ同社に入社したとしているが、加入したのは 30 年 6 月からとなっていることから、同社では、入社から一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていた状況がうかがえる。

また、申立人はA社における勤務期間に関する記憶が曖昧であり、申立人

の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料等も無い。

さらに、社会保険事務所のA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 21 日から 46 年ごろまで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には昭和 46 年ごろまで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社には、昭和 43 年 8 月に入社し、申立期間である同年 11 月 21 日から 46 年ごろまでについても勤務していたと申し立てている。

しかしながら、同社は、申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が申立期間まで同社に勤務していたことを確認することができないとしている。

また、申立人が申立期間当時に記憶している同僚 6 人については、社会保険事務所の同社の被保険者名簿に名前が無く、かつ、所在も不明であることから、これらの者から申立人の申立期間における勤務の実態等について確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録では、昭和 43 年 8 月 26 日に被保険者となり、43 年 11 月 20 日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月16日から44年2月28日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いと回答をもらった。同社には、昭和44年2月28日まで勤務をしていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間もA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社では、申立人の申立期間当時の人事記録等の資料を保有していないことから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

そこで、申立人の申立期間当時の上司、同僚及び社会保険事務所が保管している同社の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険の加入状況等については、不明としており、これらを確認することができない。

また、雇用保険の加入記録では、昭和41年10月1日に被保険者となり、43年2月15日に離職していることが確認でき、厚生年金保険の加入記録と一致している。

さらに、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたのではないかとしているが、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 27 年 1 月 10 日から 30 年 1 月 1 日まで
②昭和 30 年 1 月 10 日から同年 10 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれの会社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は厚生年金保険の適用事業所となったのが昭和 32 年 11 月 1 日であり、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、同社の元事業主は、当時の資料は保有していないこと等から申立人の勤務については確認することができないとしており、また、同社が厚生年金保険の適用事業所となるまでは従業員の給与から厚生年金保険料を控除したことはないと供述している。

さらに、申立人の複数の同僚は、同社は昭和 32 年 11 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となったが、適用事業所となるまでは厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと供述している。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかしながら、B社は、既に廃業しており、当時の事業主も既に死亡していることから、同社及び事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が氏名を記憶していた同社の同僚及び社会保険事務所の同社

の厚生年金保険被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したが、申立人の申立期間②における勤務の実態や厚生年金保険料の控除については、不明としており、これらを確認することができない。

さらに、複数の同僚は、申立期間当時、同社では、入社後1年から7年程度経過してから、厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、その間の厚生年金保険料は控除されていなかったとしており、このことは、上記被保険者名簿により、当該複数の同僚が供述どおり入社して約1年ないし約7年経過後に厚生年金保険に加入していることから確認できる。

以上のほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、①及び②の申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年9月17日から30年4月14日まで
② 昭和30年7月20日から31年5月14日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在はC社。）に勤務した期間のうち、申立期間①及び申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。同社では、申立期間①及び申立期間②も、勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和29年6月21日から31年5月14日までA社に継続して勤務しており、申立期間①及び申立期間②も勤務していたと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人の当該期間における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等については確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿から、当時同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として①及び②の申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間には、同社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B発行の身分証明書等の記載内容及び申立人の複数の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、申立人が勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が同社に勤務していたことは確認できないとしている。

また、同社の当時の事業主は既に死亡しているため、当該事業主から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

一方、申立人が記憶している当時の同社における上司及び複数の同僚に、申立人の勤務状況及び同社における厚生年金保険料の取扱い等について照会したところ、連絡のとれた複数の同僚は、申立人が、当時、同社に通訳兼アシスタントプロデューサーとして勤務していたと供述しているが、当該同僚は、当時、同社では入社後1年程度経過してから、厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、当該資格を取得するまでは厚生年金保険料は控除されていなかったとしており、申立人も同様の取扱いであったと供述している。このことは、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿により、当該同僚が供述どおり、入社してから約1年経過後に厚生年金保険に加入

していることから確認できる。

さらに、申立期間における、申立人の厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 23 年 2 月 10 日から 25 年春ころまで
② 昭和 25 年春ころから 28 年 6 月 15 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。両社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における申立人の同僚の供述から判断して、期間は明らかでないが、申立人がA社において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社は、昭和 23 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間①のうち、同日以降の期間において、適用事業所としての記録は無い。

そして、申立人は、A社の社会保険事務手を担当していた上記同僚から、「他の従業員の厚生年金保険の加入手続は行った。あなたについては、次の機会に行く」と言われたとしているところ、社会保険事務所の記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所となった 22 年 4 月 1 日に、同社におけるすべての被保険者が資格取得しており、その後、23 年 8 月 1 日に同社が適用事業所でなくなった旨の処理がされ、全員が資格を喪失している。

また、上記同僚は、記憶がはっきりしない点もあるが、申立人については自分が入社した昭和 22 年ころよりも少し後にA社に入社し、それほど長い期間勤めたわけではなかったとしている。

さらに、申立人が記憶していたA社における同僚のうち数名の者につい

ては、社会保険事務所の保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載がない。このため、A社では、一部の従業員については、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

加えて、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

一方、申立期間②については、B社の事業主の遺族の供述から判断して、期間は明らかでないが、申立人がB社において勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

また、閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、B社が存在したことは確認できるが、同謄本に記載された役員等は既に死亡しており、これらの者から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認できない。そして、事業主の遺族は、B社における厚生年金保険の取扱いについてはわからないとしている。

さらに、申立人は、B社における同僚等の氏名を記憶していないため、これらの同僚等から、同社について、申立人の勤務の状況等を確認することができない。

加えて、申立期間②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 13 日から同年 9 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、昭和 61 年 2 月 13 日から同年 9 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、昭和 61 年 2 月 13 日から勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における申立人の同僚の供述から、申立人が申立期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の役員及び申立人の複数の同僚は、申立期間当時、同社では、入社してから一定期間厚生年金保険等に参加させない取扱いがあり、その間は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。そして、このことは、当該同僚が同社に入社したとする時期が、当該同僚に係る厚生年金保険の資格取得日より6か月以上前であることから裏付けられる。

雇用保険及びA社が加入していたB不動産健康保険組合の記録を確認したところ、申立人はいずれの記録においても昭和 61 年 9 月 1 日に資格を取得しており、厚生年金保険の加入記録と一致している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1456

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 34 年 9 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A事業所（現在は、B社。）に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間のうち、昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 2 月 1 日までの期間については、申立人は、他の事業所における厚生年金保険の被保険者としての記録があり、当該期間にA事業所に勤務していたとは認められない。

また、A事業所は、社会保険事務所の記録において、昭和 44 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間においては、適用事業所となっていない。そして、現在の事業主は、適用事業所となる前の期間においては、従業員の給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している。

さらに、申立人が記憶している2名の同僚は、申立期間当時、自身の給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと供述している。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月 11 日から同年 8 月 21 日まで
② 昭和 38 年 7 月 18 日から同年 12 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入記録が無い旨の回答をもらった。いずれの期間も勤務したのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に昭和 37 年 6 月 11 日から 38 年 11 月 30 日まで勤務していたとしているが、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の被保険者資格取得日は 37 年 8 月 21 日、資格喪失日は 38 年 7 月 18 日となっており、申立期間①及び②の記録が無い。

そして、A社は、既に全喪しており、また、事業主の連絡先が不明であることから、同社及び事業主から申立人の申立期間①及び②における勤務状況等について確認することができない。

また、申立人が記憶している同僚は、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 37 年 6 月 23 日であるところ、当該同僚は、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入したが、申立人については、自分が入社してから約 2、3 か月後に入社したとしていることから、申立期間①に申立人が同社で勤務していたことを確認できない。

さらに、当該同僚は、申立人がA社を退職した時期までは特定できないが、この季節は申立人が主張する冬ではなく、夏ころであったとしていることから、申立期間②についても、申立人が昭和 38 年 11 月 30 日まで同社に勤務

したことが確認できない。

加えて、上記被保険者名簿から申立期間当時にA社で勤務していたことが確認できる従業員に、申立人の勤務状況等について照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立期間①及び②について、申立人の同社での勤務について確認することはできなかった。

以上のことに加え、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年から39年まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社B支店に在籍していた申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。当時加入していた健康保険組合の保険証の番号が確認できる資料があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年から39年までA社B支店に勤務し、退職するまで健康保険組合の保険証が使用できたので、その間、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。ただし、申立人は、同社B支店に入社して約2か月後から退職するまで病気のため休職したとしている。このため、申立人が同社で実際に業務を行ったのは、入社直後の2か月間であったと考えられる。

また、A社B支店の健康保険組合が保管する被保険者名簿の記録から、申立人の申立期間のうち、昭和35年10月1日から38年3月25日まで被保険者期間であることが確認できることから、申立人は、保険証を使用した同期間、同社に在籍していたことが認められる。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことから、申立人の勤務形態や厚生年金保険料の控除について確認できないとしている。

また、申立人が唯一記憶している同僚は、申立人について記憶はあるが、申立人の在籍期間や厚生年金保険料の控除等については分からないとしている。

このため、社会保険事務所のA社B支店に係る被保険者名簿から、申立

期間当時に同社で厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、連絡の取れた従業員2人は、申立人は、勤務時間は正社員と同じであったが、正社員ではなく非常勤であったと供述している。さらに、健康保険組合から提出された健康保険被保険者名簿と社会保険事務所のA社B支店に係る被保険者名簿から、申立人が健康保険厚生年金保険被保険者資格を取得した前後の資格取得者について確認すると、健康保険に加入しているが厚生年金保険の被保険者となっていない者が複数確認できることから、当時の同社B支店では、一部の社員について健康保険のみに加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶は無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 38 年 3 月 27 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、定時制高校に通いながら勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主及び同僚の証言から、申立人が同社で申立期間に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、同社が保有する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届及び同喪失届の控えに申立人の氏名は見当たらず、また、申立期間当時は、定時制高校等の夜間学生の者については短時間労働者として健康保険や厚生年金保険の社会保険には加入させておらず、その保険料の控除もしていなかったとしている。

そして、この供述については、申立人がA社で申立人と同様に定時制高校に通いながら勤務していたとしている先輩も、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿に氏名がないことから確認できる。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 12 月 31 日から 39 年 10 月 31 日まで
船員保険の加入記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、A社所有のB丸に乗船していたことを証明できる船員手帳があるので、船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所有する船員手帳により、申立人は、申立期間当時、A社所有のB丸に乗船していたことが確認できる。

そして、申立人は、C近海で操業するB丸に乗船する前にA社からDの船員ではなく本土の船員として雇い入れると説明されたと主張している。

しかし、B丸の船舶所有者であるA社は、申立人の申立期間に係る関係資料が保存されていないこと等から、申立人の同船への乗船等勤務状況や船員保険料控除について確認できないとしている。

また、当時のB丸の船長は、同船舶においては、申立期間当時Cで雇用した船員及び本土で雇用された船員についても、Cへ航海した際には、船員保険に加入させない取扱いであったと証言している。

さらに、申立人は、事業主により給与から船員保険料が控除されていたとするが、このほかに船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 38 年 9 月 28 日から同年 11 月 20 日まで
②昭和 38 年 12 月 1 日から 39 年 5 月 10 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 3 月 25 日から 38 年 11 月 20 日まで勤務していた期間のうち申立期間①及びB社に勤務していた 38 年 12 月 1 日から 39 年 8 月 16 日まで勤務した期間のうち申立期間②の期間の記録が無いとの回答をもらった。それぞれの会社に継続して勤務していたので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、A社に昭和 38 年 11 月 20 日まで、申立期間②については、申立人は、B社に 38 年 12 月 1 日から勤務していたと申し立てている。

しかし、A社及びB社は、いずれも既に全喪し、当時のそれぞれの事業主等の連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することはできない。

また、申立人は、申立期間①のA社及び申立期間②のB社に勤務していた当時の上司や同僚等の氏名を記憶していないことから、社会保険事務所の両社に係るそれぞれの被保険者名簿から、申立期間①及び②当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に対し申立人の勤務の状況等を確認したものの、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成9年8月18日から12年5月19日まで
②平成14年3月1日から16年7月31日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②の記録が無いとの回答をもらった。申立期間①はA社のB店及びC店でマネージャーとして、申立期間②はD社のマネージャーとして勤務したので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかし、事業主は、申立期間当時、理由は言えないが、申立人を厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料の控除もしていないと供述している。

また、申立人は、同僚等の氏名を記憶していないため、社会保険事務所の同社の被保険者名簿から申立期間当時同社に勤務していたことが確認できる複数の従業員に対し、申立人の勤務状況等を照会したものの、申立人を記憶している者はいない。そして、当該複数の従業員に入社年月日を照会し、上記被保険者名簿により入社から厚生年金保険に加入するまでの期間を確認したところ、1年ないし4年経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できる。

このため、A社では、相当の期間後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は

無い。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人がD社に勤務していたことは認められる。

しかし、D社は、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成19年8月1日であり、申立期間は、適用事業所となっていない。

また、D社から提出された同社の賃金台帳から、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

これらに加えて、申立人は、E市において、平成5年11月1日から申立期間を含めて現在まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 57 年 10 月まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社で勤務した申立期間について、加入記録が無いとの回答をもらった。昭和 52 年 4 月から 57 年 10 月まで同社で勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社で申立期間中に申立人の部下であった者等の供述から、申立人は、昭和 52 年 4 月から 57 年 10 月までA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所に適用事業所としての記録が無い。

一方、社会保険事務所の記録では、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 5 月 1 日から同年 7 月 31 日までは、A社のグループ企業である有限会社Bにおいて、厚生年金保険の加入記録がある。

しかし、有限会社Bは、既に申立期間中の昭和 54 年 8 月 31 日に全喪しており、また、A社と有限会社Bとの共通の当時の事業主は既に死亡し、当時の有限会社Bの経理担当者等の連絡先も不明であることから、これらの者から申立人の両社における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することはできなかった。

そこで、申立人が記憶していたA社における同僚 16 人の厚生年金保険の加入状況を確認したところ、6 人が有限会社Bで加入している。

また、当該同僚のうち、連絡のとれた複数の同僚に厚生年金保険への加入状況を聴取したところ、1 人の同僚は、入社時に厚生年金保険に加入するか否かを確認されたが希望しなかったとしており、同人には有限会社Bにおいて加入した記録は無い。さらに、もう 1 人の同僚は、A社に約 2 年

間勤務したとしているが、同人には有限会社Bにおいて9か月間のみ加入した記録が確認できる。これら同僚の厚生年金保険の加入状況及び供述から、A社では、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、加入を希望した者等一部の者について、申立期間当時、適用事業所であったグループ企業である有限会社Bにおいて厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間の一部を含む昭和55年9月10日から平成6年12月6日まで国民健康保険に加入している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除については、申立人に具体的な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人がA社に係る厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月から 33 年 6 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の記録が無いとの回答をもらった。申立期間は、定時制高校に通学しながら同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の同僚2人の証言から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、同社は、申立期間を含む昭和32年4月から33年9月までの「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」を保存しており、同書類の記録は、社会保険事務所が保管する同社の被保険者名簿の記録と一致しており、申立人の資格喪失に係る記録は無いため、申立人については、同社では被保険者となっておらず、給与から厚生年金保険料を控除していないとしている。

また、申立期間当時のA社の事業主や経理担当者については、連絡先も不明であるため、これらの者から申立人の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することはできない。

さらに、申立人が記憶している同僚2人は、申立人の厚生年金保険の加入状況等に関しては不明であるとしていることから、社会保険事務所のA社の被保険者名簿から、申立期間同時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に申立人の厚生年金保険の加入状況等を確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月10日から同年8月20日まで
厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社には、申立期間に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社（現在は、B社。）に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が同社に勤務していたことを確認できないとしている。

また、申立人は、当時のA社における上司や同僚の氏名を4名記憶しているものの、これらの者とは連絡がとれないため、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人が記憶している同僚4名については、いずれも社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿に加入記録がなく、このため、同社の事業主は、申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び

周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月1日から同年5月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた平成元年1月1日から同年5月1日までの厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答をもらった。同社に勤務していたことは間違いないので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないこと等から、申立人が同社に勤務していたことを確認することができない。また、同社の事業主及び管理部の担当者は、申立期間当時、入社後3か月から半年の一定期間、厚生年金保険に加入させず、その保険料も給与から控除しない取扱いであったとしている。

そして、申立人は、当時のA社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の保管しているA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時、同社で勤務し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、雇用保険の記録においても、申立人のA社における加入記録は存在しない。

以上のほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控

除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年12月6日から40年2月4日まで
② 昭和40年4月21日から同年7月1日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②について加入記録が無いとの回答をもらった。それぞれの期間においてもA社及びB社に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の昭和39年12月6日から40年2月4日までの期間については、申立人は、当該期間もA社に勤務しており、昭和39年12月5日に同社を退社したという事実は無いと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、A社の役員、経理部長及び営業部長を除く申立人を含む一般従業員は、すべて申立人とほぼ同時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間①において被保険者として記録されている一般従業員はいない。

また、複数の同僚の供述から、A社は、申立人の資格喪失時期とほぼ同時期に営業を停止したと推認されるところ、申立人及びその上司によれば、申立人は、同社が営業を停止した昭和39年12月以前の期間においては、営業職に携わっていたとしているが、同社が営業を停止した後の期間においては、売掛先を回り、債権を回収していたとしており、同社が営業を停止した同月より前と後とでは、申立人の業務内容に差異が認められる。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除について、申立人に明確な記憶は無く、これを確認できる関連資料及び周辺事

情は無い。

申立期間②の昭和40年4月21日から同年7月1日までについては、申立人は、当該期間もB社に勤務しており、昭和40年4月20日に同社を退社したという事実は無いと申し立てている。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、平成元年9月16日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の連絡先も不明であることから、同社及び事業主から申立人の申立期間における勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人は、B社の同僚を2名記憶しており、当該同僚と一緒に同社を退社したとしているところ、当該同僚の所在は不明であり、また、社会保険事務所の記録では、2名とも申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間の加入記録が無い。

そこで、社会保険事務所の保管しているB社に係る被保険者名簿から申立期間②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員に照会したところ、申立人及び上記同僚を記憶しているが、3人とも入社してから2、3か月で退社したと思うと供述している。

加えて、申立期間②における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで
② 昭和 44 年 5 月 26 日から同年 7 月 12 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社（現在は、有限会社A社。）に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②については加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②のいずれも勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における申立人の同僚等の供述から、申立人が昭和 41 年 11 月 1 日であるとする入社時期は明らかでないが、申立人が、申立期間①当時に同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録では、昭和 42 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①において、適用事業所としての記録が無い。

そして、A社は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所になる前の期間については、給与から保険料を控除しておらず、従業員には国民年金への加入を勧めていたとしているところ、社会保険事務所の記録では、事業主及び上記同僚等のうちほとんどの者は、申立期間①において、国民年金の第一号被保険者となっており、当該期間はすべて、その保険料が納付済みの期間とされている。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、申立人は、B社に昭和44年7月11日まで継続して勤務していたと申し立てている。

しかし、B社は、実際の退職日よりも前の日付で被保険者資格の喪失を社会保険事務所に届け出ること無しと供述している。そして、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人に係る昭和44年5月26日の被保険者資格の喪失に伴い、事業主から政府管掌健康保険の被保険者証が社会保険事務所に返納されているとの記録がある。

また、申立人が記憶している同僚に照会したが、当該同僚から回答を得ることができず、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することはできなかった。

そこで、社会保険事務所の保管しているB社に係る被保険者名簿から申立期間当時、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人の退職時期を記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1475

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 6 月 14 日から 55 年 7 月 25 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務した申立期間の記録が無いとの回答をもらった。当時の雇用保険被保険者離職票もあり、勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者離職票から、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、既に全喪している上、当時の事業主等は死亡又は所在不明であることから、同社及びこれらの者から申立人の勤務の状況や同社の厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に、同社に在籍し、厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したところ、申立人のことを記憶している同僚は複数名いたものの、申立人の勤務していた期間や厚生年金保険への加入の有無等について記憶している者はいなかった。

また、申立人は、社会保険事務所の記録において、申立期間及びその前後の期間を通じて国民年金に加入して、その保険料を納付していることが確認できる。さらに、A社は、申立期間当時政府管掌健康保険であるところ、申立人は、申立期間の健康保険に関する記憶はないものの、同社入社前には、実家の家業の関係でB国民健康保険組合に加入していたとしており、また、実兄の証言によれば、申立人は、申立期間も継続して同組合に加入していたと証言している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料や周辺事情もない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年10月21日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、A社における加入期間が昭和36年10月21日から63年7月21日までであるとの回答をもらった。A社には、36年4月から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった採用辞令及び申立期間に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和36年5月10日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかし、A社では、「健康保険厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」を保有しており、同書によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和36年10月21日と記載されていることから、申立人については、同日までは被保険者資格を有していなかったはずであり、また、同社の事務担当者は、同社において、被保険者資格を有しない期間について、職員の給与から厚生年金保険料を控除していたとは考えられないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除はなされていなかったものと考えたと供述している。

また、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿における厚生年金保険の資格取得日が申立人と同日となっている複数の同僚に、A社へのそれぞれの入社時期を照会したところ、いずれの同僚も、入社日は厚生年金保険の資格取得日より1か月ないし4か月程度前であったと供述している。また、そのうち1人の同僚は、入社日から厚生年金保険の資格取

得日までの期間については試用期間であったため、厚生年金保険の保険料控除はなかったと供述している。このため、同社では、入社してから一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者の加入手続を行っていたものと推認される。

なお、社会保険事務所の保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番や申立人の記録に訂正箇所も無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶がなく、これを確認できる関連資料や周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 8 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 6 月 29 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社B支社に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の加入期間が無い旨の回答をもらった。当該期間に同社B支社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有していたA社発行の退職給与通知書により、申立人は、申立期間①及び②を含め同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A社B支社は、同社では申立期間①当時、入社から4か月間の試用期間があり、この間は、厚生年金保険料を控除していなかったとしている。また、申立期間②については、同社では、営業職の職員については、3か月又は6か月ごとに、営業成績の査定を行い、その結果、社会保険の加入の有無を決めており、申立人については、昭和60年5月1日付けで厚生年金保険を含む社会保険を脱退させたとしている。

そして、A社が加入する健康保険組合の記録では、申立人の被保険者資格の取得日は昭和55年12月1日、喪失日は60年5月1日となっており、これは、社会保険事務所の同社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記録と一致している。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、被保険者となっている期間の一部の給与明細書は保有しているものの、申立期間①及び②における保険料控除を確認できる給与明細書等は保

有していない。

さらに、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料控除については、申立人は控除されていたとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から32年1月10日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。同社に昭和27年4月1日に入社した当時は、厚生年金保険に加入していなかったが、29年4月1日以降は、健康保険と厚生年金保険の加入を条件に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の事業主及び申立人が記憶している申立期間当時の同僚の供述により、申立人が申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業主は、厚生年金保険に係る資料が残っていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、不明としている上、申立期間当時のA社の事業主及び事業主の妻であり、同社の経理担当者であった申立人の姉は、既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、社会保険事務所が保有する申立人に係る厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、申立人の資格取得日は、昭和32年1月10日と記録され、かつ、申立人の厚生年金手帳記号番号が同年6月以降に払い出されていることが確認できるが、事業主が申立人の資格取得日を29年4月1日とする資格取得届を同日頃に提出していたとすれば、3年以上経過してから厚生年金手帳記号番号が払い出されるとは考え難い上、資格取得届を提出後、申立期間中3回の報酬月額算定基礎届が事業主から提出されているはずで

あるが、これらの届出があったにもかかわらず、そのすべてを社会保険事務所が誤って記録していないとは考え難いことから、当該資格取得処理については、事業主の届出に基づき行われており、その結果、31年12月以前の申立人の厚生年金保険料の事業主に対する納入告知は行われていないものと考えられる。

このため、社会保険事務所から、申立人の昭和31年12月以前の厚生年金保険料の納入告知は行われなかったところ、A社の被保険者数は10名程度と少なく、上記3回の標準報酬月額算定基礎届があったことから、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していた場合、この間の社会保険事務所からの通知と当該控除保険料とのチェック、突合等において、社会保険事務所の記録（昭和32年1月10日に資格取得していること）の誤りに気付くはずである。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社における資格取得日が昭和 35 年 2 月 1 日となっていた。しかし、同社には 33 年 11 月 1 日から継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていた記憶もあるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社における昭和 34 年の社員旅行の写真により、申立人が同社に入社した時期は特定できないものの、申立人が申立期間当ても同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社の現在の事業主は、申立期間当時の厚生年金保険の資料を含め従業員に係る資料が残っていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除については、不明としている上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、当該複数の従業員は、申立人のことは記憶にあるが、勤務していた期間については不明であるとしており、また、同社における当時の厚生年金保険の取扱いについては、入社日より1年から3年経過してから厚生年金保険に加入しているとしており、さらに、厚生年金保険に加入する前は、厚生年金保険料を給与から控除されていなかったとしている。このため、同社においては、申立期間当時、事業主は、従業員を採用後、一定期間が経過してから厚生年金保険の加入手続きを行ったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人は、控除されていた記憶があるとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 9 月 30 日から 10 年 1 月 10 日まで
社会保険庁の記録では、A社の厚生年金保険の資格喪失日が平成 9 年 9 月 30 日となっているが、申立期間まで同社に継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、A社は、平成 9 年 9 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、A社の元同僚 11 名に照会したところ、3 名から回答があり、うち 1 名からは申立人の保険料控除をうかがわせる回答があったものの、これを裏付ける資料等は無く、申立期間において申立人の保険料控除があったことを推認するまでには至らない。

さらに、A社の元事業主は連絡先が不明であり、申立内容に係る事情を照会及び聴取することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年8月1日から26年2月1日まで
② 昭和26年2月1日から28年2月1日まで

A県において勤務していた、B炭鉱の厚生年金保険の加入記録が昭和25年8月1日喪失となっているが、その後6か月間勤務していた。また、引き続きC青果店（又は、C果物店。）に2年間勤務していたが、これらの期間の厚生年金保険加入記録が無い。同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、申立人は、A県のB炭鉱に、社会保険事務所の記録による昭和25年8月1日の資格喪失後も6か月間勤務し、同期間に厚生年金保険に加入していたことを主張している。

しかしながら、申立人は、昭和25年10月にB炭鉱を退職し厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚より先に同事業所を退職したと供述しており、申立内容に矛盾する供述をしている。

また、B炭鉱の申立期間当時の社会保険事務担当者には照会したが、申立人についての記憶が無く、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について確認できない。

なお、上記の社会保険事務担当者からは、昭和25年7月末から8月初めにかけて、炭坑の一部が閉鎖となったことにより200人規模の大量の資格喪失者が発生している旨の供述があり、申立人の資格喪失時期はこれと同時期であることから、申立人の資格喪失も、同炭坑閉鎖に関係するもので

あった可能性もある。

②の期間について、申立人は、C青果店に2年間勤務し、同期間に厚生年金保険に加入していたことを主張している。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、C青果店が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年7月1日であり（「C商店」名で新規適用。）、申立ての期間において、同青果店は適用事業所となっていない。

また、C青果店の事業主夫妻は既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態や保険料控除等について照会できず、申立内容を裏付ける供述を得ることができない。

さらに、申立人はC青果店の同僚1名の名前を記憶していたことから、当該同僚に照会したが、回答は無く、申立内容に係る事情を聴取することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和元年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月2日から同年9月20日まで

昭和23年5月にA社に入社してから、会社の名称変更等があったが、同社に継続して勤務してきた。しかし、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、同期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立期間当時の同僚の供述により、申立人が、申立期間に同社に在籍していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立人のほか、A社の同僚2名についても、申立人と同様の期間について厚生年金保険の加入記録が無い。これらのことについてA社からは、申立期間当時の資料が無いことを理由に、申立期間における申立人の勤務実態について明らかな回答が無く、また、保険料控除についても不明との回答しか得られない。

また、上記の同僚のうち1名は既に死亡しているため、供述を得ることができず、もう1名は、申立期間当時にA社に勤務していたこと及び自身のこととして保険料控除があったと思う旨回答しているが、これを裏付ける資料等はなく、申立期間において申立人の保険料控除があったことまで推認するには至らない。

さらに、A社の被保険者名簿においても、申立人が昭和30年4月2日に資格喪失及び同年9月20日に再取得していることが確認できるとともに、健康保険の整理番号に欠番は無く、被保険者名簿の記載に不自然さはみら

れない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1487

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 8 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 20 日から同年 11 月 18 日まで
③ 昭和 46 年 2 月 26 日から同年 4 月 1 日まで
④ 昭和 54 年 4 月から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうちの①の申立期間、B製作所に勤務していた期間のうちの②及び③の申立期間、及びC社に勤務していた期間のうちの④の申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。確かに継続して勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

①の期間について、雇用保険の加入記録及びA社が提出している労働者名簿により、申立人の申立期間における勤務実態は確認できる。

しかしながら、A社から提出された賃金台帳により、申立期間において申立人の保険料控除が無かったことが確認できる。

また、申立期間当時にA社に勤務していた同僚2名に照会したところ、2名とも、同社における厚生年金保険の資格取得の時期は、入社後1年から2年経過後であると供述しており、このことについては、同社の事務担当者も、従業員について、入社後一定期間は厚生年金保険に加入させず、また、この間は厚生年金保険料も控除していなかったと思うと供述している。

②及び③の期間については、B製作所が提出している「被保険者資格取

得確認通知書及び標準報酬決定通知書（写）」及び「被保険者資格喪失確認通知書（写）」から、同社における申立人の厚生年金保険の資格取得は昭和45年11月18日付けで行われていること、また、申立人の資格喪失は46年2月26日付けで、健康保険証添付の上、同年3月19日に提出されて行われていることが確認できる。

また、B製作所の事業主は、同社では、従来から、必ず従業員の入社日に合わせて厚生年金保険の資格取得手続きをしていること、さらに、資格喪失の手続きも、必ず従業員の退職日に合わせて行っていることから、申立人は、申立期間には同社に在籍していなかったと供述している。

④の期間については、C社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることから、同社の被保険者名簿から申立人の同僚と思われる者1名及び申立人が氏名を記憶している同僚1名の計2名に照会したところ、同社では、仕事に不慣れな従業員が入社した場合には、入社当初に試用期間として厚生年金保険に加入させない期間が設けられていたこと、また、申立人については、入社以前から同社の業務と同様の業務経験が豊富であったことから、試用期間はなかったと考えられる旨の供述が得られている。

また、申立人の雇用保険の記録、健康保険組合の記録及び厚生年金基金の記録は、すべて厚生年金保険の記録と同様の加入期間となっており、このことから、申立期間において、申立人がC社に勤務し厚生年金保険料が控除されていたと推認することは困難である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 38 年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 7 年 4 月 1 日まで

申立期間にA社（後に、B社に社名変更。）に契約社員として勤務していたが、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間について加入していなかったか再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時のA社の事業主及び経理担当者等は申立人が同社に勤務していたことを供述しており、申立人が申立期間に同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立期間当時のA社の経理担当者は、申立人は契約社員であり、契約社員は個人事業主と同じであることから、厚生年金保険には加入させていなかったと思う旨供述している。

また、申立人については、申立期間当時にA社が加入していた健康保険組合の被保険者としての記録が無い。一方、関係自治体に対する照会回答結果から、申立人が申立期間の一部期間（平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 6 月 5 日まで）に、国民健康保険に加入している記録があることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の事業主に照会したが、社会保険関係書類及び源泉徴収簿等は、同社が平成 11 年に倒産した時に全て廃棄し保存していないとの理由により、申立人の申立期間における厚生年金保険への加入の有無及び保険料控除については不明である旨の供述しか得られず、申立期間における申立人の保険料控除を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1490

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年ころから 36 年ころまで
② 昭和 38 年ころから 40 年ころまで
③ 昭和 50 年ころから 53 年ころまで
④ 昭和 57 年ころから 59 年ころまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した申立期間①、B社（現在は、C社。以下同じ。）に勤務した申立期間②、D社に勤務した申立期間③、E社、F社及びG社に勤務した申立期間④のそれぞれの加入記録が無い旨の回答をもらった。各社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立期間①にA社で勤務していたと申立てている。

しかし、A社は、社会保険事務所の記録では、厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 35 年 2 月 9 日であり、申立期間①の一部は適用事業所となっていない。

また、A社は、申立期間①当時の資料を保有していないことから、申立人の同社での勤務について確認ができないとしている。

さらに、申立人は、当時のA社における上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間①当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間①当時に同社に入社して厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の

従業員に照会したところ、申立人を覚えているものはいなかった。

- 2 申立期間②については、申立人は、申立期間②にB社で勤務していたと申し立てている。

しかし、現在のC社は、申立期間②当時の資料を保有していないことから、申立人の同社での勤務について確認ができないとしている。

また、申立人は、B社での同僚を1名記憶しているが、当該同僚は同社に係る厚生年金保険被保険者名簿において氏名が見当たらず、同社では申立期間当時、一部の従業員について、厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられる。

- 3 申立期間③については、申立人は、申立期間③にD社で勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間の前半部分については、自分で事業を行っていた期間があるとしているところ、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和50年7月から51年9月まで国民年金に加入し、その保険料を納付していることから、この間は、同社での勤務は考え難い。

また、D社の事業主は、申立人を記憶していないものの、同社では申立期間③当時、アルバイトについては厚生年金保険に加入させておらず、加えて、正職員でも別の正職員等から紹介を受けずに入社した者については、一定期間の試用期間を定め、その後に厚生年金保険に加入させていたとしている。

さらに、申立人は、当時のD社における上司や同僚等を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間③当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができなかった。

- 4 申立期間④については、申立人は、申立期間④にE社、F社及びG社に勤務していたとしており、いずれの事業所も勤務した期間までは明らかでないとしている。

また、E社及びG社は、申立期間④当時の資料を保有していないことから、申立人が当該事業所で勤務したことは確認できないとしている。

そこで、E社、G社に係る厚生年金保険被保険者名簿から、両社に申立期間④に勤務したことが確認できる従業員に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

さらに、F社は、申立人は期間までは明らかではないが同社で勤務していたとしている。しかし、同社は、申立期間④当時は、採用後3か月間の試用期間を定めており、その後、希望者のみを厚生年金保険を含む社会保険に加入させていたとしている。

そして、社会保険庁の記録では、申立期間④のうち、昭和58年1月から59年1月までの期間については、国民年金の全額免除となっている。

- 5 加えて、社会保険事務所の各社に係る厚生年金保険被保険者名簿では、

いずれの申立期間にも健康保険整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さはみられない。

以上のほか、申立人の申立期間①、②、③及び④における厚生年金保険料の控除については、申立人には具体的な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 4 日から 33 年 1 月 25 日まで
② 昭和 35 年 1 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について、既に脱退手当金を支給済みであり、会社が脱退手当金を退職金として支給したのではないかと言われた。

しかし、退職した際、会社から退職金は支給されておらず、会社が、支給対象者本人の意思を確認せず、脱退手当金の請求手続を行ったとすれば、そのような行為は許されないと思うので異議を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示がされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年6月17日に支給決定されている。

このように、申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失日の約3か月後に脱退手当金の支給決定がなされているところ、厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日の前後2年に被保険者資格を喪失している女性4人は、いずれも、資格喪失日から4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、請求手続の時期は退職後間もないころとなることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間①の事業所を退職時に厚生年金保険被保険者証を返却され、申立期間②の事業所に勤務した際に事業主に提出したとしているが、申立期間①及び②における被保険者記号番号は当初異なる番号で管理

されており、申立人が申立期間②の被保険者資格を喪失する直前に重複整理された記録がある。

このことから、申立人は、申立期間②の被保険者資格を喪失する直前に、脱退手当金を受給するために当該被保険者証を事業主に提出し、これを受けて重複整理が行われたものと推測される。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 1 日から 39 年 10 月 9 日まで
57 歳の時、社会保険事務所で年金記録を調べてもらったところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録がないことに気づいた。
しかし、その当時は脱退手当金の制度について承知していなかった上、家族から将来のことを考えて年金を大事にするように言われていたことから、脱退手当金を受け取るはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する「脱退手当金」の押印がなされているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りが無く、脱退手当金が支給されたとされる日が厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 39 年 12 月 4 日となっていることから、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1496

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月 2 日から 48 年 10 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同社には、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に営業職として勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、昭和 61 年 11 月 28 日に全喪しており、当時の事業主等の連絡先は不明であることから、同社及び事業主等から申立人の申立期間当時の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当時のA社において申立人が同僚 4 名の氏名を記憶しているところ、いずれも連絡先が不明である。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務の実態や同社における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡がとれた 5 名の従業員は、申立人のことを記憶しておらず、また、この 5 名のうち、2 名の従業員は、営業部所属の者は、正社員ではなく業務を委託した完全歩合制であるため厚生年金保険には加入させていなかったとしており、さらに、もう 1 名の従業員は、申立人は業務部に所属していなかったので営業部に勤務していたと思うが、当該営業部所属の者

は、業務を委託されているため同社の社員ではないので厚生年金保険の加入対象ではなかったとしている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和20年3月7日から同年5月26日まで
②昭和20年7月から同年10月ころまで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社（現在は、B社。）に入社し、同社が保有するC丸に乗船して勤務していた申立期間①及び同D丸に乗船して勤務していた申立期間②の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間①及び②についても間違いなくそれぞれの船に乗船して勤務していたので、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社が所有するC丸の同僚の証言により、当該期間はC丸に乗船し、勤務していたことが推認できる。

しかし、A社に、申立期間①における申立人の同社における船員保険の加入状況等を照会したが、同社は、申立人が船員保険に加入していたことを確認できる資料等を保有していないことなどから、不明であるとしている。

また、申立人は、C丸において同僚1名の氏名を記憶しているところ、申立人の在籍を証言した当該同僚は、申立人の船員保険への加入状況については分からないとしている。そして、当該同僚についても、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間に係る船員保険の記録が無い。

そこで、社会保険事務所の同社に係る船員保険被保険者名簿から申立期間①当時に船員保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申

立人の船員保険適用状況等について照会したものの、いずれも連絡先が不明である。

申立期間②については、申立人は、申立期間にA社が所有するD丸に乗船して勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人がD丸に乗船して勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間②においてD丸に乗船していたかどうかは不明であるとしている。

また、申立人は、当時のD丸における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や同社における船員保険の適用状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社のD丸に係る船員保険被保険者名簿から申立期間②当時にD丸に乗船して船員保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務の実態や船員保険の適用状況等について照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

これらに加えて、申立人の申立期間①及び②に係る船員保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①及び②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月 14 日から 54 年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A協同組合に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。同協同組合に勤務していたのは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の昭和 46 年 1 月 14 日から 54 年 10 月 1 日までの期間においてA協同組合に勤務していたと申し立てている。

しかし、雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までは、他の事業所に勤務していたことが確認でき、当該期間は、A協同組合に勤務していたことは認められない。

また、A協同組合の現在の代表事業所は、申立人は申立期間当時、B社に在籍していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 57 年であり、同社では、適用事業所となるまでは厚生年金保険に加入させておらず、厚生年金保険料を控除していないとしている。そして、同協同組合の申立期間当時の事務局長は、申立人のことは記憶しているが、当該協同組合は、同業者による協同組合であり、当該協同組合が厚生年金保険に加入させるのではなく、当該協同組合加盟事業所であるB社が自社で行うことになっていたとしており、また、同協同組合の当時の現場責任者は、申立人が現場へ運転手として来ていたことは覚えているが、申立人はB社の従業員であり、協同組合で厚生年金保険に加入させることはなかったはずであるとしている。

さらに、申立人は、申立期間当時のA協同組合における同僚3名の氏名を記憶しているものの、社会保険事務所の同協同組合に係る被保険者名簿には当該同僚3名の氏名は無く、厚生年金保険の被保険者となっていない。

そこで、社会保険事務所の同協同組合に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務の実態や同協同組合における厚生年金保険の適用状況等について照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

なお、申立人については、申立期間においてA協同組合における雇用保険の加入記録がない。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A管理局B機関区に勤務していた昭和 38 年 8 月 1 日から 41 年 4 月 29 日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も同管理局に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてもA管理局B機関区に勤務していたと申し立てている。

しかし、A管理局が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 10 月 1 日であり、38 年 9 月 30 日以前は適用事業所となっていない。そして、A管理局は、昭和 62 年 2 月 1 日に全喪しており、同管理局の精算業務を継承したC支援機構では、同管理局は、臨時雇用員等社会保険事務処理規程の施行に伴い昭和 38 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となったが、厚生年金保険の被保険者資格の取得の届出については各事業所単位で行われていたことから、申立期間当時B機関区に勤務していた者については、38 年 11 月 1 日まで厚生年金保険の被保険者ではないとしている。

また、申立人は、申立期間当時のA管理局B機関区における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の申立期間当時の勤務の実態や同管理局における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

そこで、社会保険事務所のA管理局に係る厚生年金保険の被保険者名簿から同管理局が厚生年金保険の新規適用事業所となった時に厚生年金保険

に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の勤務状況や同管理局における厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、連絡のとれた2名の従業員のうち、1名の従業員は、申立人のことを記憶していないとしており、また、もう1名の従業員は、申立人は、自分が昭和38年の8月か9月に入社した時には在籍していたが、その入社時期については分からないとしており、さらに、自分は入社後2か月か3か月経過した38年11月1日に厚生年金保険に加入しており、加入するまで厚生年金保険料の控除はなかったと供述している。

以上のことに加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月31日から28年5月12日まで
厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた昭和27年1月4日から29年1月5日までの期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答をもらった。申立期間も勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間についてA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社は、申立人が同社に勤務したことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立人が申立期間に同社に勤務していたことを確認できないとしている。

また、当時のA社において申立人が氏名等を記憶している14名の同僚等に照会したところ、連絡がとれた6名の同僚のうち、3名の同僚は、申立人を記憶しておらず、1名の同僚は、時期は不明であるが、申立人の在籍期間は入社後半年位であるとしており、さらに、もう1名の同僚は、申立人については、自分より少し後から入社して急にいなくなった感じであるがその時期等については分からないとしており、加えて、残り1名の同僚は、申立人の氏名を記憶しているが、その勤務期間は分からないとしている。

そこで、社会保険事務所のA社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している者はいなかった。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与か

らの控除については、申立人に明確な記憶が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 36 年 2 月 15 日まで
② 昭和 48 年 4 月から 55 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、それぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人が、申立期間①についてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は既に全喪しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認することができないほか、上述の申立人が勤務していたことを記憶している同僚からも、申立人に係る保険料控除に関する証言等を得ることができない。

また、社会保険事務所のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、整理番号の欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、上述の同僚以外の関係者については、既に死亡等のため連絡を取ることができない上、申立人について申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立人は、昭和 41 年 2 月 15 日から 46 年 9 月 1 日までB社に勤務しており、申立期間②についても同社に勤務していたと申し立てているところ、申立人が記憶している上司は、「申立人が再入社した記憶は無い。」旨の供述を

しているほか、複数の同僚も、申立人が当該期間について勤務していた記憶は無い旨の供述をしている。

そして、B社の申立期間②当時の事業主とは連絡が取れず、また、人事記録等の関連資料も残っていないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②に係る雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人について申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1502

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から29年6月1日まで
② 昭和29年12月1日から31年4月1日まで
③ 昭和31年4月1日から32年4月1日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①及び②はA社に、申立期間③はB社に、それぞれ勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に勤務していたと申し立てている。

そして、申立人がA社の事業主及び複数の役員の名前を記憶していることから、同社において勤務していたことを全面的に否定することはできないものの、連絡が取れた同社の従業員は、「申立人に関する明確な記憶は無い。」旨の供述をしている。さらに、上述の事業主及び役員並びに申立人が記憶している同僚とは連絡を取ることができず、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除等の実態について確認することができない。

また、A社は、社会保険事務所の記録では、申立期間①及び申立期間②のうち昭和30年3月以前の期間については、厚生年金保険の適用事業所とはなっていない。

このほか、社会保険事務所の記録から、申立人が記憶している同僚については、申立期間①及び申立期間②の期間中、同社及び別の事業所の厚生年金保険の被保険者であった事実は確認できないほか、申立人について申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事

実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③について、B社の事業主の証言から、申立人が同社に勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、B社は、申立期間③において、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、事業主は、「これまで、厚生年金保険の適用事業所の手続を行ったことは無く、保険料の控除もしていなかった。」旨の供述をしている。

このほか、社会保険事務所の記録から、B社の従業員については、申立期間③の期間中、厚生年金保険の被保険者とはなっていないことが確認できるほか、申立人について申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1507

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで
② 昭和 42 年 10 月 2 日から 43 年 10 月 6 日まで

平成 8 年 10 月、60 歳になったので、社会保険事務所で年金受給の手続きをしたとき、申立期間については、脱退手当金を受給していると言われた。

しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので納得できない。記録を訂正し、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る最終事業所における厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 12 月 27 日に支給決定されており、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月 5 日から同年 12 月まで
② 昭和 47 年 4 月 12 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 51 年 9 月 21 日から 52 年 10 月 20 日まで

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間①はA社に、申立期間②はB社に、申立期間③はC社に、それぞれ継続して勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務していたと申し立てているところ、それぞれの入社又は退社時期については、正確な記憶が無い旨の供述をしている。

そして、申立期間①から③に係る事業所は、いずれも申立人の申立期間①から③当時の勤務状況等について確認できる資料を保有しておらず、申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除までは分からないとしている。また、申立期間①から③に係る事業所の同僚のうち、連絡が取れた同僚のすべてが、申立期間①から③に係る期間について、申立人に関する記憶は無いとしており、申立期間に係る申立人の勤務実態等に関する証言を得ることができない。

さらに、申立人は、申立期間②及び③の期間について、雇用保険の加入記録があるので、厚生年金保険にも加入していたのではないかと主張しているところ、申立期間②及び③の総務担当者は、申立期間②及び③当時については、自社だけでなく同業他社においても勤務形態等によっては雇用保険のみ

加入させていた場合もあり得る旨の証言をしている。

加えて、社会保険事務所の申立期間①から③に係る事業所の事業所別被保険者名簿の整理番号に欠番等は見られず、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人について申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 3 月 21 日まで
平成 19 年 8 月に年金記録を確認するために社会保険事務所へ行ったところ、申立期間に勤務していた事業所の期間が厚生年金保険の受給期間に入っておらず、脱退手当金を受けていることになっていることが分かった。

昭和 39 年 3 月 2 日から 44 年 1 月 1 日までの期間に勤務していた事業所分の脱退手当金については、社会保険事務所に行って、自分で請求手続を行い、その分を受給したことに間違いは無い。しかし、申立期間に勤務していた事業所分に関しては、社会保険事務所の担当者から説明を受けた記憶も無く、請求した記憶も無いので、申立期間が年金の計算に算入されるよう被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 3 月 2 日から 44 年 1 月 1 日までの期間に係る脱退手当金については、昭和 44 年に自ら社会保険事務所に出向き、その請求手続を行ったが、申立期間に係る脱退手当金は請求を行ったことも無く、受給した記憶も無いと申し立てている。

また、申立人は、申立期間に係る脱退手当金が支払われた事実を承知したのは、平成 19 年 8 月であったと申し立てている。

しかし、脱退手当金を請求する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間を請求するものであるところ、昭和 39 年 3 月 2 日から 44 年 1 月 1 日までの期間に係る脱退手当金の請求手続の際に、最初に勤務し、しかも 35 か月と長期間勤務した事業所に係る期間の請求を失念するということは考え難く、さらに、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給して

いないとするならば、社会保険事務所も、申立期間の厚生年金保険被保険者記録の有無の確認や申立期間の脱退手当金の請求の指導等を行ったはずであることから、申立人が申立期間に係る脱退手当金を既に受給していたことを認識していたと考えるのが自然である。

以上のことに加えて、申立期間に係る申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらず、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1512

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 8 日から 37 年 3 月 18 日まで
平成 19 年 11 月に被保険者加入期間回答書により、勤務していた期間の厚生年金について脱退手当金が支給されていることを知った。
しかしながら、脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、退職後半年程度で支給されているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた 19 名中 17 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から半年以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続きをした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求したものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 16 日から 44 年 12 月 25 日まで
平成 19 年に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されていることを初めて知った。

しかしながら、必ず何らかの年金に加入しなければならないと思っていたので、申立期間について、申立てに係る事業所の退職時に脱退手当金の請求を行ったことも無いし、受け取った記憶も無いので、年金として受けられるようにしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金は、退職後約 1 か月後に支給されているところ、申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、脱退手当金の支給記録を確認できた 16 名中 14 名が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることに加え、当該支給決定の記録がある者の一人は、事業所がその請求手続きをした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金の請求についても、その委任に基づき事業主が代理請求したものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が日付入りで記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 1516

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月から同年8月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いという回答をもらった。保険料控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てている。しかし、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時の同社における同僚の氏名を1名記憶していたが、当該同僚についても、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿において、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録は確認できず、また、当該同僚はすでに死亡していることから、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができなかった。

そこで、当該名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に確認したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 33 年 4 月から 34 年 5 月まで
②昭和 34 年 7 月 27 日から 36 年 3 月まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、A社に勤務していた申立期間①及びB社（現在は、C社、以下同じ。）に勤務していた申立期間②について、いずれも加入記録が無いという回答があった。両社とも勤務をしており、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の供述及び勤務状況等に関する申立内容から判断すると、期間は不明であるが、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、同社は、すでに解散しており、また、申立期間①の当時の事業主はすでに死亡しているため、申立人の勤務の状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができなかった。

また、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間①の当時に被保険者であったことが確認できる上記複数の同僚は、厚生年金保険に加入していたことが確認できるところ、当該同僚は、旋盤工等の工場内の技術職であり、申立人は、部品配達の補助の業務に就いていたとしており、その職種が異なっている。

このことについて、申立期間後の同社の事業主は、当時は、職種によって厚生年金保険の加入状況に差異を設けていたのではないかとしている。

さらに、上記被保険者名簿では、被保険者整理番号の欠番や不自然な訂正の形跡も無いことから、申立人に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考

え難い。

加えて、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

申立期間②については、申立人は、B社に勤務していたと申し立てている。

しかし、同社は、申立人が同社に勤務していたことを確認できる資料等を保有していないことなどから、申立人が同社に勤務していたことを確認することはできないとしている。

また、申立人は、当時の同社における上司や同僚等の氏名を記憶しておらず、これらの者から申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そこで、社会保険事務所の同社に係る被保険者名簿から申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したものの、申立人のことを記憶している従業員はいなかった。

さらに、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料や周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 6 月 1 日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答をもらった。申立期間は、A社に勤務し、厚生年金保険に加入していたはずであるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社退職後に申立人が就職したB社及びA社が市に提出した申立人に係る給与支払報告書により、申立人が、申立期間のうち、平成 15 年 10 月 7 日から 16 年 4 月 30 日までの期間については、A社に勤務していたことが確認できる。

他方、申立期間のうち、平成 15 年 8 月 1 日から同年 10 月 6 日までの期間については、申立人の記憶が明確でないことに加え、同年 10 月 9 日に入社した同職種の同僚が申立人とは同時期の入社であったと供述していることから、当該期間において申立人がA社に勤務したと推認できない。また、申立期間のうち、16 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、B社が市に提出した申立人に係る給与支払報告書（平成 16 年分）により申立人が同年 5 月 1 日にB社に就職したことが確認できることから、当該期間において申立人がA社に勤務したと推認できない。

また、A社に勤務していたことを確認できる平成 15 年 10 月 7 日から 16 年 4 月 30 日までの期間のうち、15 年 10 月 7 日から同年 12 月 31 日までの期間において、A社が市に提出した申立人に係る給与支払報告書（平成 15 年分）に社会保険料の金額が記載されておらず、A社は給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと認められる上、申立人は申立期間に国

民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、A社に勤務していたことを確認できる平成15年10月7日から16年4月30日までの期間について、先の同僚は、「同時期に入社した社員は16年5月16日に一斉に正社員になったが、正社員になるまでは、厚生年金保険に加入しておらず、その保険料は給与から控除されていなかった」としており、また、申立人については、「正社員ではなかった」としている。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による控除については、申立人に明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。